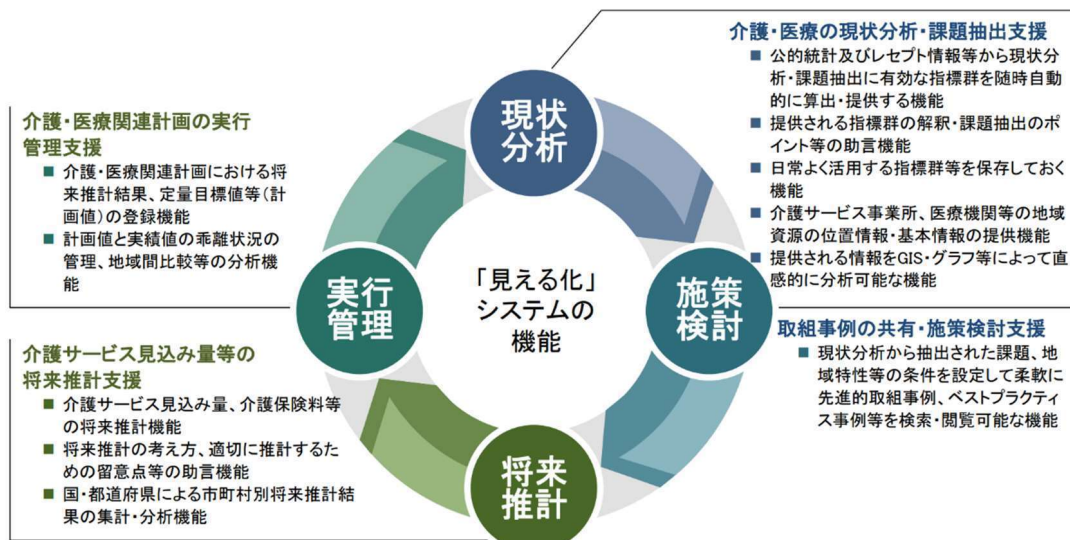


第4章 介護保険事業の推進

1. 「地域包括ケア見える化システム」を活用した地域分析

厚生労働省の「地域包括ケア見える化システム」を活用し、近隣の佐世保市、長崎県平均値、全国平均値と佐々町との比較分析を行いました。次頁はこの結果をまとめたものです。黄色網掛けは長崎県との比較において10%以下の水準のもの、青色網掛けは同10%以上のものです。以下は、本計画の策定にあたり、留意すべき佐々町の特徴を整理したものです。

○ 地域包括ケア「見える化」システムは、都道府県・市町村における計画策定・実行を支えるために「介護・医療の現状分析・課題抽出支援」「課題解決のための取組事例の共有・施策検討支援」「介護サービス見込み量等の将来推計支援」「介護・医療関連計画の実行管理支援」の機能を提供する。



出所：「地域包括ケア「見える化」システムを用いた地域分析」厚生労働省

■ 認定率

認定率は、性・年代別構成の影響を除外した「調整済み認定率」において、全国や長崎県、佐世保市と比較し、かなり低い水準を維持しています。要因としては、これまでの多世代包括支援センターを中心とする、住民の皆様の介護予防等への積極的ななかかわりの成果であると考えています。

■ 受給率

施設サービスは、佐世保市・長崎県・全国平均ともに上回っています。居住

系サービスは、全国平均は上回っていますが、長崎県とくに特定施設やグループホーム等の施設数が充実している佐世保市に比し低い水準にあります。在宅サービスは、佐世保市・長崎県・全国平均いずれよりも低い水準にあります。

■ 受給者1人あたり給付月額

受給者1人あたり給付月額については、佐世保市・長崎県・全国平均いずれに比しても高い水準にあります。個別に見ると、訪問介護・訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション・特定施設入居者生活介護・小規模多機能型居宅介護等で、長崎県に比して高い水準にあります。一方、通所介護・短期入所生活介護・短期入所療養介護は低い水準にあります。短期入所介護・夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・看護小規模多機能型居宅介護については、佐世保市と異なり利用（供給）がありません。

4. 住み慣れた地域における自分のことが望む暮らしの実現【高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画】

第9期介護保険事業計画作成のための地域分析（ は長崎県10%以下、■は長崎県10%以上）

No	データ名・指標名	単位	佐々町					佐世保市				
			R2	R3	R4	R5	R2	R3	R4	R5		
1	認定率	%	13.8	14.1	13.4	14.4	19.9	19.9	19.9	19.9	19.7	
2	調整済み認定率	%	12.7	13.2	12.5	13.0	16.9	16.8	16.3	16.8	15.8	
3	調整済み重度認定率（要介護3～5）	%	5.7	5.6	6.2	6.4	5.1	5	5	5	4.9	
4	調整済み軽度認定率（要介護1～要介護2）	%	7.1	7.5	6.2	6.6	11.8	11.9	11.4	11.9	10.9	
5	第1号被保険者1人あたり保険給付月額	円	21,817	22,589	22,078	22,953	22,645	22,831	23,089	23,628		
6	第1号保険料月額	円	5,726	5,726	5,726	5,726	5,822	5,822	5,822	5,822		
7	受給率（施設サービス）	%	3.3	3.2	3.1	3.2	2.9	2.8	2.8	2.9		
8	受給率（居住系サービス）	%	1.4	1.4	1.3	1.6	2.4	2.4	2.4	2.4		
9	受給率（在宅サービス）	%	7.6	7.9	7.7	8.1	9.2	9.2	9.4	9.4		
10	受給者1人あたり給付月額（在宅および居住系サービス）	円	136,307	141,946	142,589	143,726	127,706	129,003	129,958	132,532		
11	受給者1人あたり給付月額（在宅サービス）	円	117,453	126,545	125,914	126,472	107,388	108,527	109,119	111,415		
12	受給者1人あたり給付月額（訪問介護）	円	58,667	65,399	66,478	67,184	51,471	52,279	51,074	50,713		
13	受給者1人あたり利用日数・回数（訪問介護）	回	15.7	17.3	18.4	18.8	18.1	18.1	17.8	17.5		
14	受給者1人あたり給付月額（訪問入浴介護）	円	50,719	47,820	47,820	47,820	55,196	56,613	56,009	55,462		
15	受給者1人あたり利用日数・回数（訪問入浴介護）	回	5.6	3.8	4.5	6.3	4.6	4.6	4.5	4.4		
16	受給者1人あたり給付月額（訪問看護）	円	41,023	43,467	43,813	39,639	43,330	44,783	43,501	43,384		
17	受給者1人あたり利用日数・回数（訪問看護）	回	8.7	9.8	9.1	8.6	7.4	7.7	7.4	7.5		
18	受給者1人あたり給付月額（訪問リハ）	円	29,249	41,283	40,316	41,748	28,532	28,817	29,457	29,370		
19	受給者1人あたり利用日数・回数（訪問リハ）	回	10	13	14	14	10	9.8	10.0	9.9		
20	受給者1人あたり給付月額（居宅療養管理指導）	円	8,945	9,708	9,808	9,583	6,644	7,312	7,563	7,464		
21	受給者1人あたり給付月額（通所介護）	円	74,461	74,936	75,556	76,644	76,756	78,961	76,391	78,132		
22	受給者1人あたり利用日数・回数（通所介護）	回	10.1	10.2	10.1	10.5	11.1	11.4	10.9	11.2		
23	受給者1人あたり給付月額（通所リハ）	円	59,102	65,569	62,077	71,597	54,786	56,345	56,536	57,734		
24	受給者1人あたり利用日数・回数（通所リハ）	回	6.6	7.4	6.8	7.9	5.2	5.3	5.4	5.5		
25	受給者1人あたり給付月額（短期入所生活介護）	円	107,544	114,388	109,630	116,810	90,306	88,708	86,850	82,286		
26	受給者1人あたり利用日数・回数（短期入所生活介護）	円	12.9	13.4	12.6	13.4	11.5	11.3	10.9	10.2		
27	受給者1人あたり給付月額（短期入所療養介護）	円	61,210	37,672	47,382	0	73,860	82,600	89,415	73,857		
28	受給者1人あたり利用日数・回数（短期入所療養介護）	回	5.4	3.0	4.3	0.0	6.9	7.7	8.3	6.1		
29	受給者1人あたり給付月額（福祉用具貸与）	円	10,092	10,927	11,691	11,110	9,014	9,126	9,375	9,488		
30	受給者1人あたり給付月額（特定施設入居者生活介護）	円	191,770	190,360	200,570	204,753	164,432	166,410	169,345	173,581		
31	受給者1人あたり給付月額（介護予防支援・居宅介護支援）	円	11,466	11,929	12,453	12,335	11,151	11,463	11,760	11,763		
32	受給者1人あたり給付月額（定期巡回・随時対応型訪問看護介護）	円	174,376	190,427	188,278	186,354	176,625	172,936	182,625	188,494		
33	受給者1人あたり給付月額（夜間対応型訪問介護）	円	0	0	0	0	19,144	20,384	19,411	19,580		
34	受給者1人あたり給付月額（認知症対応型通所介護）	円	140,540	192,069	0	0	112,014	113,853	112,495	117,408		
35	受給者1人あたり利用日数・回数（認知症対応型通所介護）	回	14	18	0	0	11.5	11.5	11.3	11.4		
36	受給者1人あたり給付月額（小規模多機能型居宅介護）	円	189,408	212,756	220,283	206,568	163,313	170,302	170,717	174,948		
37	受給者1人あたり給付月額（認知症対応型共同生活介護）	円	257,213	255,640	263,354	256,509	250,485	251,604	254,965	256,983		
38	受給者1人あたり給付月額（地域密着型特定施設入居者生活介護）	円	-	-	-	-	-	-	-	-		
39	受給者1人あたり給付月額（看護小規模多機能型居宅介護）	円	0	0	0	0	210,527	217,109	232,920	238,168		
40	受給者1人あたり給付月額（地域密着型通所介護）	円	161,581	107,864	77,401	74,319	85,820	87,679	88,427	90,010		
41	受給者1人あたり利用日数・回数（地域密着型通所介護）	回	17	14	11	12	11.7	11.8	11.7	11.8		

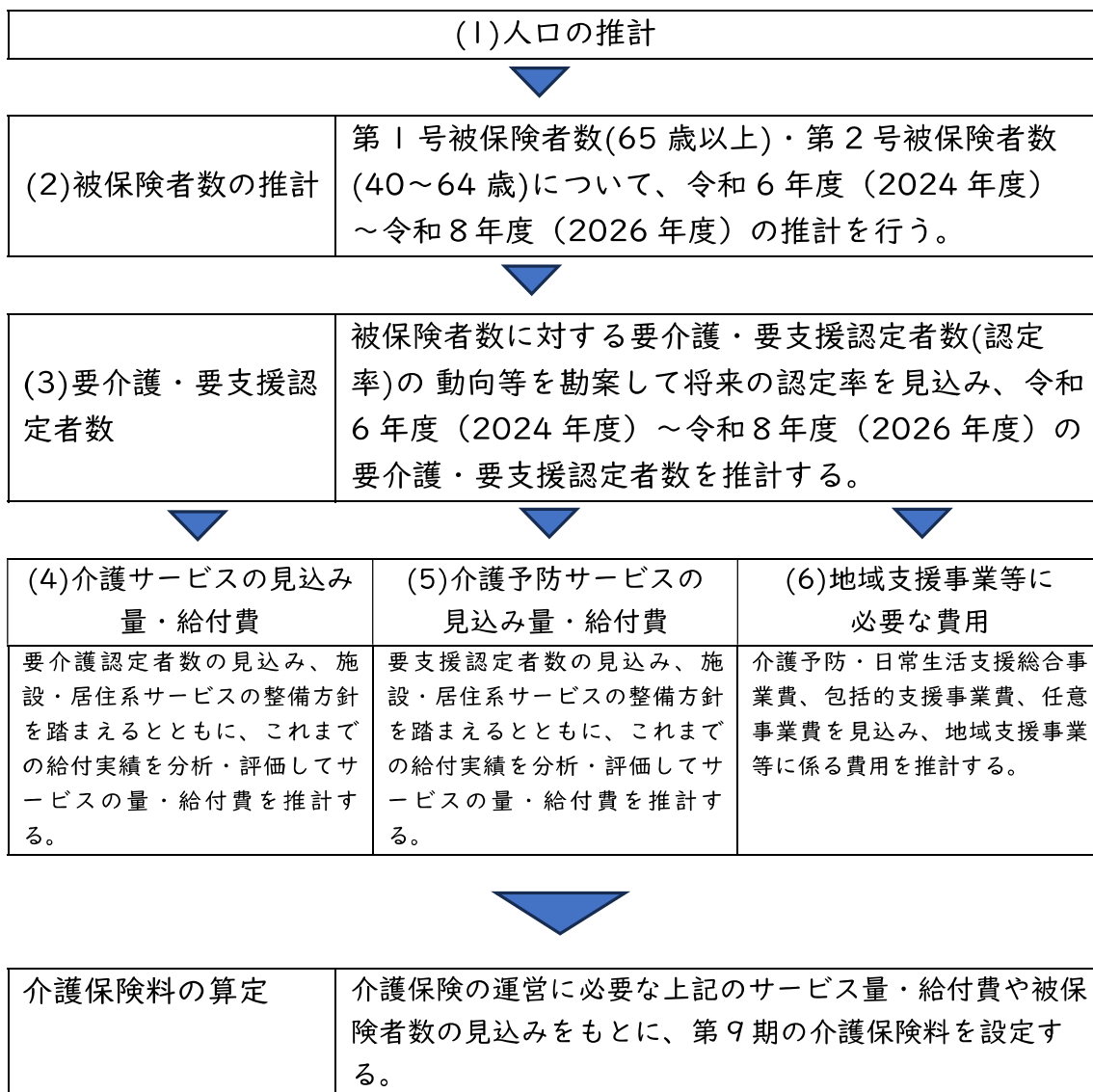
注） NO.1～4 各年3月分
MO.5～4.1 R2は年報、R3はR4/2月、R4はR5/2月、R5はR6/2月、R6はR7/2月、R7はR8/2月、R8はR9/2月、R9はR10/2月、R10はR11/2月、R11はR12/2月、R12はR13/2月、R13はR14/2月、R14はR15/2月、R15はR16/2月、R16はR17/2月、R17はR18/2月、R18はR19/2月、R19はR20/2月、R20はR21/2月、R21はR22/2月、R22はR23/2月、R23はR24/2月、R24はR25/2月、R25はR26/2月、R26はR27/2月、R27はR28/2月、R28はR29/2月、R29はR30/2月、R30はR31/2月、R31はR32/2月、R32はR33/2月、R33はR34/2月、R34はR35/2月、R35はR36/2月、R36はR37/2月、R37はR38/2月、R38はR39/2月、R39はR40/2月、R40はR41/2月、R41はR42/2月、R42はR43/2月、R43はR44/2月、R44はR45/2月、R45はR46/2月、R46はR47/2月、R47はR48/2月、R48はR49/2月、R49はR50/2月、R50はR51/2月、R51はR52/2月、R52はR53/2月、R53はR54/2月、R54はR55/2月、R55はR56/2月、R56はR57/2月、R57はR58/2月、R58はR59/2月、R59はR60/2月、R60はR61/2月、R61はR62/2月、R62はR63/2月、R63はR64/2月、R64はR65/2月、R65はR66/2月、R66はR67/2月、R67はR68/2月、R68はR69/2月、R69はR70/2月、R70はR71/2月、R71はR72/2月、R72はR73/2月、R73はR74/2月、R74はR75/2月、R75はR76/2月、R76はR77/2月、R77はR78/2月、R78はR79/2月、R79はR80/2月、R80はR81/2月、R81はR82/2月、R82はR83/2月、R83はR84/2月、R84はR85/2月、R85はR86/2月、R86はR87/2月、R87はR88/2月、R88はR89/2月、R89はR90/2月、R90はR91/2月、R91はR92/2月、R92はR93/2月、R93はR94/2月、R94はR95/2月、R95はR96/2月、R96はR97/2月、R97はR98/2月、R98はR99/2月、R99はR100/2月、R100はR101/2月、R101はR102/2月、R102はR103/2月、R103はR104/2月、R104はR105/2月、R105はR106/2月、R106はR107/2月、R107はR108/2月、R108はR109/2月、R109はR110/2月、R110はR111/2月、R111はR112/2月、R112はR113/2月、R113はR114/2月、R114はR115/2月、R115はR116/2月、R116はR117/2月、R117はR118/2月、R118はR119/2月、R119はR120/2月、R120はR121/2月、R121はR122/2月、R122はR123/2月、R123はR124/2月、R124はR125/2月、R125はR126/2月、R126はR127/2月、R127はR128/2月、R128はR129/2月、R129はR130/2月、R130はR131/2月、R131はR132/2月、R132はR133/2月、R133はR134/2月、R134はR135/2月、R135はR136/2月、R136はR137/2月、R137はR138/2月、R138はR139/2月、R139はR140/2月、R140はR141/2月、R141はR142/2月、R142はR143/2月、R143はR144/2月、R144はR1

2. 給付費等の推計と介護保険料の見込み

(1) 保険料算出の流れ

国の地域包括ケア「見える化」システムの市区町村向け将来推計機能により、令和6年度から令和8年度における各サービスの見込み量や給付費を推計しています。

介護保険制度では、3年を1期として介護保険事業計画を策定し、保険料についても原則として3年間同額とされています。参考値として、第9期以降の各サービスの見込み量や給付費を推計しました。



(2) 介護保険料推計

介護保険料の推計の基礎になるのは人口推計です。年齢別の変化をもとに、それぞれの年における第1号被保険者数(65歳以上)・第2号被保険者数(40～64歳)を計算します。

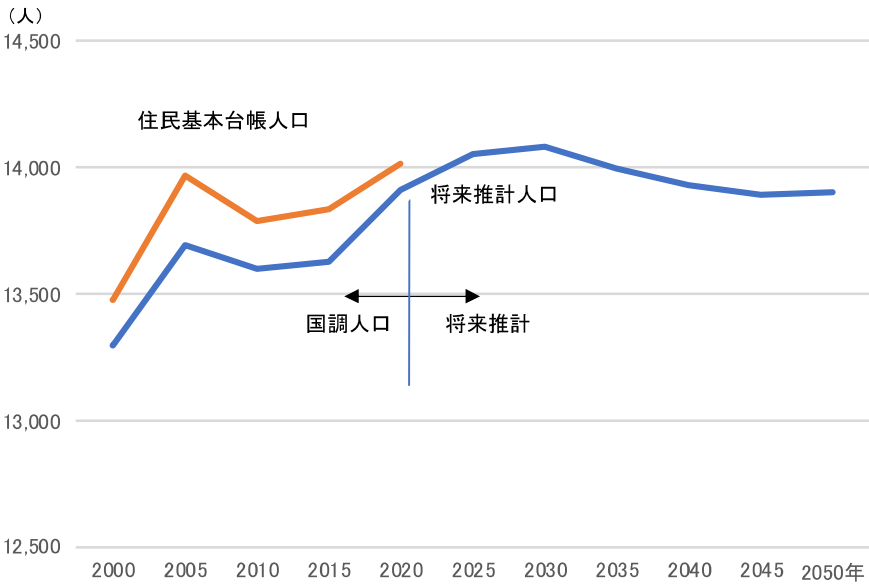
1)人口推計

i. 総人口の推移

平成27年(2015年)から令和2年(2020年)までの国勢調査の人口を基本とし、コーホート要因法により、人口を見込みました。ここでは住民基本台帳人口の動向を考慮し、直近の人口移動率や出生率を使って推計しました。

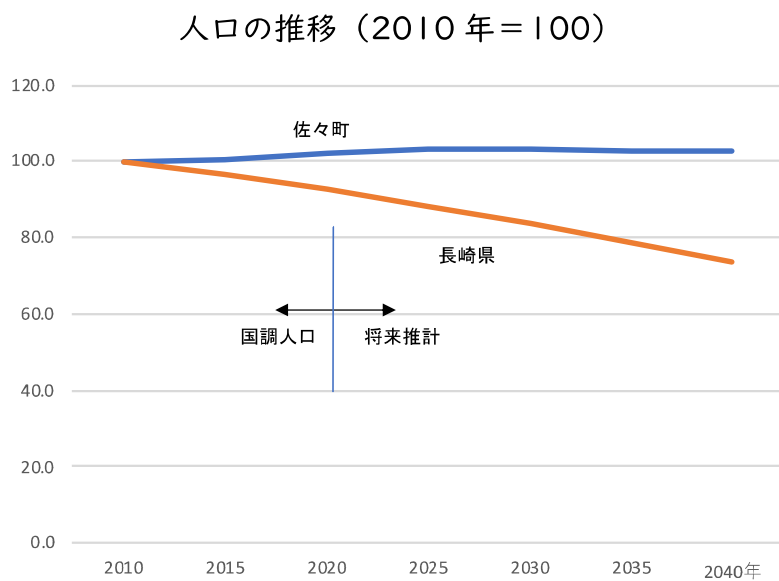
推計では、佐々町の人口は緩やかに上昇し、2030年14,078人をピークに減少しています。第9期は、第8期をわずかに上回って推移することが考えられます。

佐々町の将来推計人口



	第8期				第9期			令和12年以降	
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和17年
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2030年	2035年
総人口(人)	13,912	13,938	13,966	13,993	14,021	14,049	14,054	14,078	13,998

4. 住み慣れた地域における自分が望む暮らしの実現【高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画】

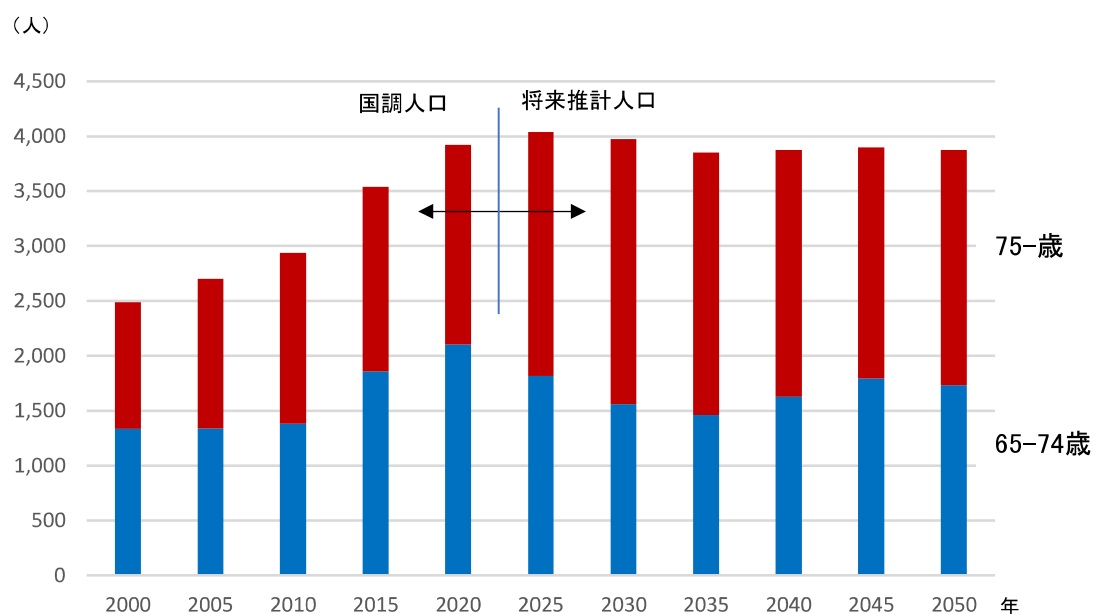


資料）長崎県は「人口問題研究所」の推計、佐々町は独自推計

ii. 高齢化率の推移

第9期の高齢化率（65歳人口比率）をみると、28%を若干上回る程度では横ばいでの推移が想定されます。しかし、前期高齢者（65-74歳）と後期高齢者（75歳-）の割合をみると、徐々に後期高齢者（75歳-）の割合が高くなっています。第9期は第8期の平均よりも229人多いことが想定されます。

佐々町の65歳以上人口の推移（前期高齢者・後期高齢者）



4. 住み慣れた地域における自分が望む暮らしの実現【高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画】

	第8期				第9期			令和12年以降	
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和17年
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2030年	2035年
65-74歳(人)	2,102	2,044	1,987	1,930	1,873	1,817	1,764	1,559	1,462
75歳- (人)	1,820	1,894	1,975	2,056	2,137	2,220	2,254	2,415	2,391
合計	3,922	3,938	3,962	3,986	4,010	4,037	4,018	3,974	3,853

65-74歳(%)	53.6	51.9	50.2	48.4	46.7	45.0	43.9	39.2	37.9
75歳- (%)	46.4	48.1	49.8	51.6	53.3	55.0	56.1	60.8	62.1
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100

高齢化率(%)	28.2	28.3	28.4	28.5	28.6	28.7	28.6	28.2	27.5
---------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

2)被保険者数等の推計

佐々町の被保険者数は、第9期の計画期間の最終年度である令和8年度に、第1号被保険者が4,018人、第2号被保険者が4,385人を見込んでいます。第9期において第1号被保険者はほぼ横ばいです。第2号被保険者数は若干ですが上昇する推計になっています。

(人)

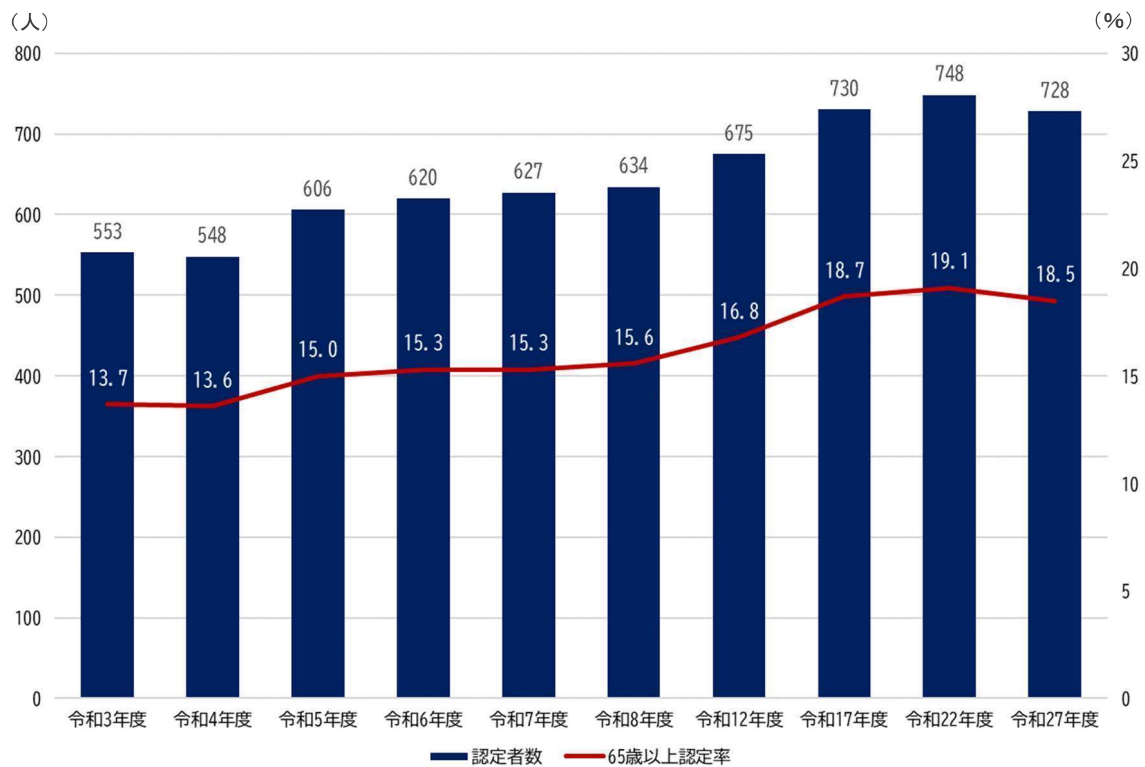
	第8期			第9期			第9期-	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2030年度	2035年度
総数	8,266	8,290	8,316	8,340	8,370	8,403	8,337	8,236
第1号被保険者数	3,938	3,962	3,986	4,010	4,037	4,018	3,974	3,853
第2号被保険者数	4,328	4,328	4,330	4,330	4,333	4,385	4,363	4,383

3)要介護・要支援認定者数

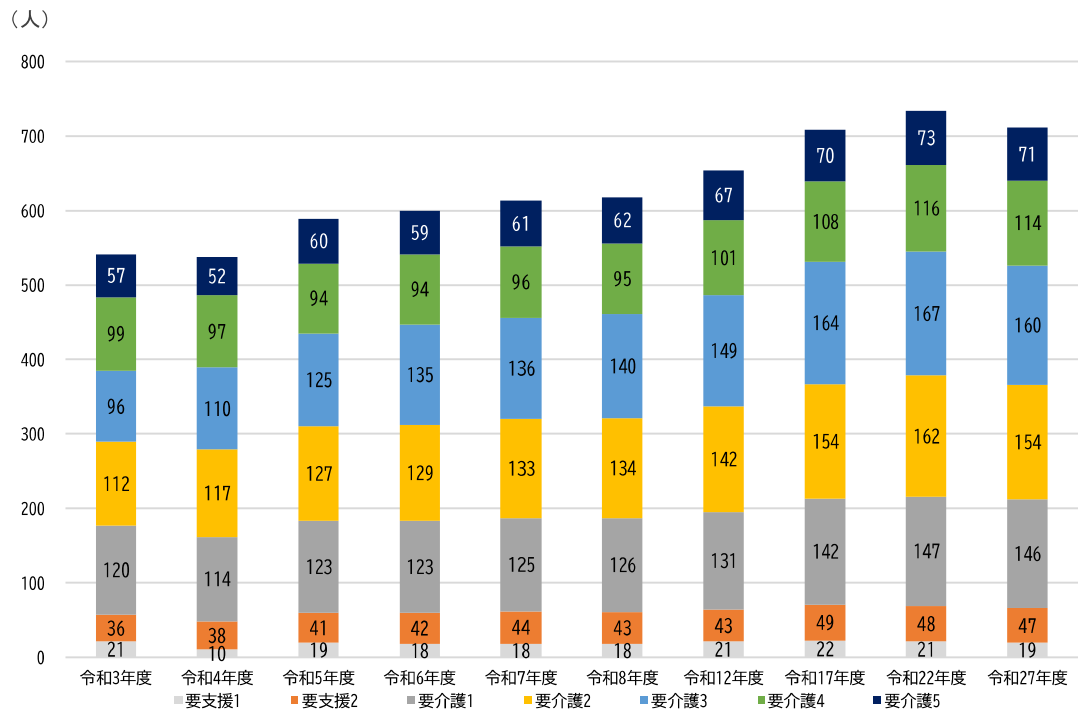
令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの各年の性別・年齢階級別被保険者数をもとに、第9期(令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度))までの要介護(要支援)認定者数を見込んでいます。8期よりも上昇することが考えられます。また認定率も高くなっています。後期高齢者の割合が高まっていることが要因として考えられます。要介護度別認定者数の推移及び将来推計をみると、要介護3の人数が増える推計になっています。

4. 住み慣れた地域における自分が望む暮らしの実現【高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画】

要介護（支援）認定者数の推移及び将来推計



要介護度別認定者数の推移及び将来推計



4. 住み慣れた地域における自分が望む暮らしの実現【高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画】

要介護度別認定者数の推移及び将来推計

(人)

		第8期			第9期			第9期-	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2030年度	2035年度
総数		553	548	606	620	627	634	675	730
	要支援1	22	11	21	20	20	21	24	25
	要支援2	36	38	43	45	45	45	46	52
	要介護1	123	118	132	132	133	134	141	152
	要介護2	115	118	131	134	137	138	146	158
	要介護3	98	111	122	133	133	136	146	162
	要介護4	100	98	99	99	101	101	107	112
	要介護5	59	54	58	57	58	59	65	69
	うち第1号被保険者数	541	538	598	612	619	626	667	722
	要支援1	21	10	21	20	20	21	24	25
	要支援2	36	38	43	45	45	45	46	52
	要介護1	120	114	128	128	129	130	137	148
	要介護2	112	117	129	132	135	136	144	156
	要介護3	96	110	122	133	133	136	146	162
	要介護4	99	97	98	98	100	100	106	111
	要介護5	57	52	57	56	57	58	64	68

4. 住み慣れた地域における自分が望む暮らしの実現【高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画】

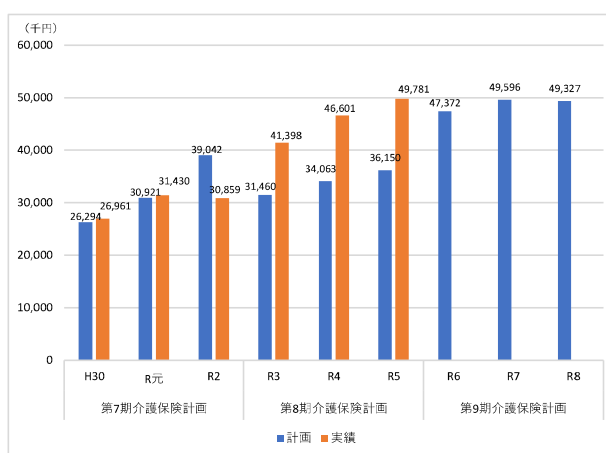
4) 介護サービスの見込み量・給付費

i. 居宅サービスの見込み量・給付費

居宅サービスとは、自宅で生活する人を対象とした介護保険の介護サービス全般のことを言います。訪問介護を利用できるのは、居宅で生活を送る「要介護」と認定された人です。

■訪問介護

訪問介護は、ホームヘルプサービスのことでホームヘルパーが家庭を訪問します。身体介護は、入浴介助、オムツ交換等を行います。生活支援は、掃除・洗濯・調理等を行います。第8期計画期間では、計画を上回る給付実績となっていました。第9期計画期間は令和5年度並みで推移することを想定しています。

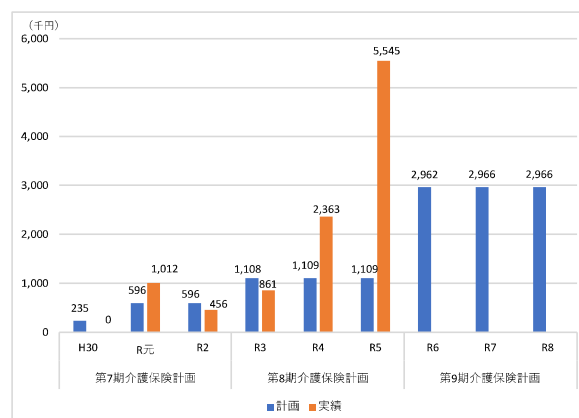


(千円)

訪問介護	第7期介護保険計画			第8期介護保険計画			第9期介護保険計画		
	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画	26,294	30,921	39,042	31,460	34,063	36,150	47,372	49,596	49,327
実績	26,961	31,430	30,859	41,398	46,601	49,781	-	-	-

■訪問入浴介護

訪問入浴介護は、寝たきりの高齢者等の家庭に簡易浴槽を搭載した移動入浴車で訪問し、入浴介助を行います。第8期計画期間では令和4年度に計画を大きく上回る実績となっていました。第9期は第8期の実績を考え高い水準で推移すると見込んでいます。



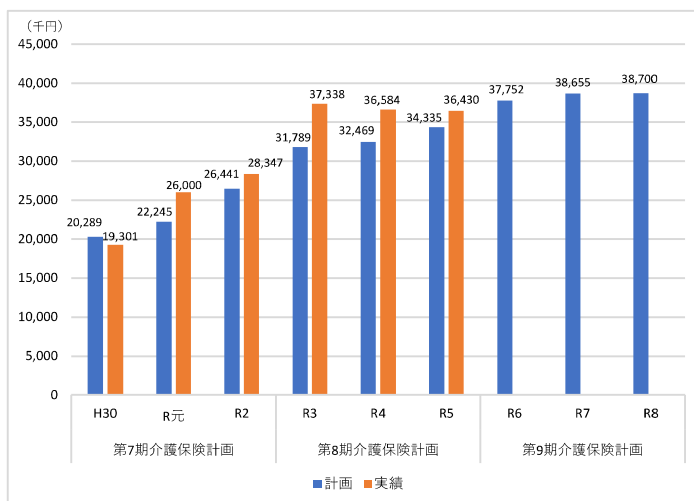
(千円)

(介護予防) 訪問入浴介護	第7期介護保険計画			第8期介護保険計画			第9期介護保険計画		
	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画	235	596	596	1,108	1,109	1,109	2,962	2,966	2,966
実績	0	1,012	456	861	2,363	5,545	-	-	-

4. 住み慣れた地域における自分が望む暮らしの実現【高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画】

■訪問看護

訪問看護は、医療機関や訪問看護ステーションに属する看護師等が家庭を訪問して、主治医の指示のもの、床ずれ等の療養上の世話や診療の補助を行います。第8期計画期間では、令和3年度の給付実績が計画値を大きく上回り、翌4年度も引き続き計画値を上回りました。第9期は令和5年度並みで推移すると見込んでいます。

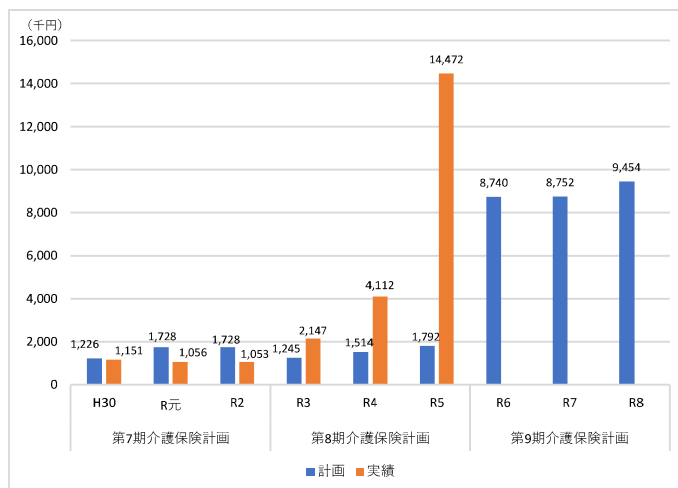


(千円)

(介護予防) 訪問看護	第7期介護保険計画			第8期介護保険計画			第9期介護保険計画		
	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画	20,289	22,245	26,441	31,789	32,469	34,335	37,752	38,655	38,700
実績	19,301	26,000	28,347	37,338	36,584	36,430	-	-	-

■訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、理学療法士や作業療法士が家庭を訪問して、日常生活の自立を助けるためのリハビリを行います。第8期計画期間を見ると、令和3年度に実績が計画の倍以上と大きく上回り、翌4年度にはさらに大きく計画値を上回る給付実績となっていました。第9期は高い水準で推移すると見込んでいます。



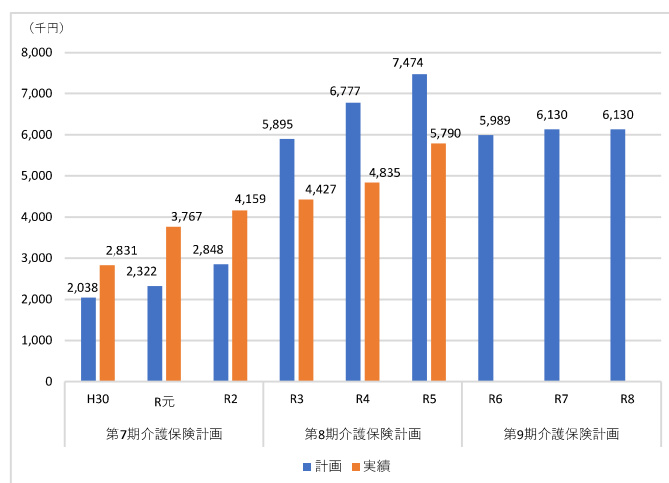
(千円)

(介護予防) 訪問リハビリテーション	第7期介護保険計画			第8期介護保険計画			第9期介護保険計画		
	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画	1,226	1,728	1,728	1,245	1,514	1,792	8,740	8,752	9,454
実績	1,151	1,056	1,053	2,147	4,112	14,472	-	-	-

4. 住み慣れた地域における自分が望む暮らしの実現【高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画】

■居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、できるだけ居宅での能力に応じ自立した日常生活を営めるように、病院や訪問看護ステーション（医師・歯科医師・薬剤師・看護師）等が通院困難な利用者に対し、心身の状況と環境等を把握し、療養上の管理指導を行うサービスです。第8期計画期間は、計画値に比して給付実績が



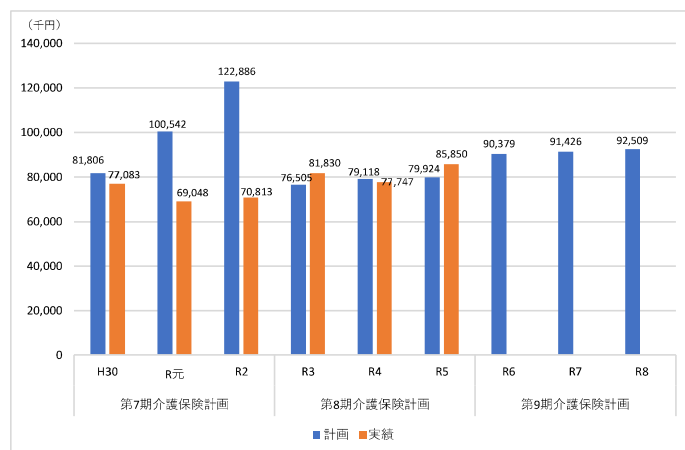
下回っており、第7期計画期間と逆の傾向となっていました。実績では上昇傾向を示しており、第9期は令和5年度の実績値並みで推移する見込みです。

（千円）

(介護予防) 居宅療養管理指導	第7期介護保険計画			第8期介護保険計画			第9期介護保険計画		
	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画	2,038	2,322	2,848	5,895	6,777	7,474	5,989	6,130	6,130
実績	2,831	3,767	4,159	4,427	4,835	5,790	-	-	-

■通所介護

通所介護は、デイサービスのことです。デイサービスセンターに通い、食事・入浴の提供や日常動作訓練、レクリエーション等のサービスが受けられ、送迎のサービスも行います。第6～7期計画期間に年々減少傾向を示していた給付実績は、第8期計画期間の令和3年度に増加に



転じ、計画値を上回りましたが、翌4年には再び減少し計画値を下回りました。第9期の通所介護は令和5年度並みからそれ以上で推移すると見込んでいます。

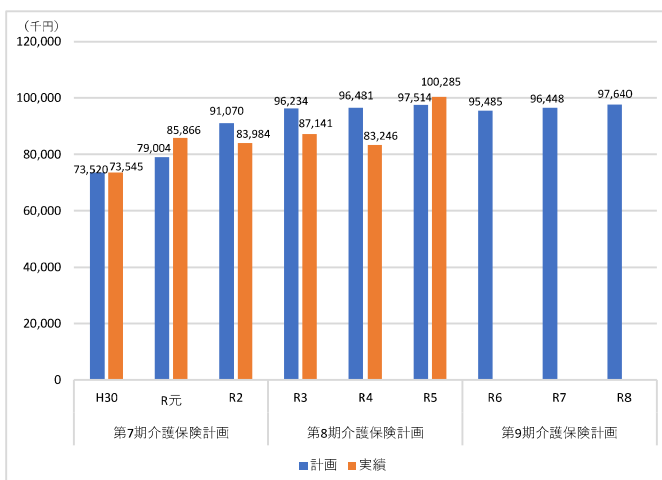
（千円）

通所介護	第7期介護保険計画			第8期介護保険計画			第9期介護保険計画		
	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画	81,806	100,542	122,886	76,505	79,118	79,924	90,379	91,426	92,509
実績	77,083	69,048	70,813	81,830	77,747	86,334	-	-	-

4. 住み慣れた地域における自分が望む暮らしの実現【高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画】

■通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、医療施設等に通い、理学療法士や作業療法士によるリハビリが受けられ、送迎のサービスも行います。第8期計画期間をみると、令和4年度までは徐々に実績値が減少し、計画値との乖離が広がっていましたが、令和5年度は上昇しており、第9期は令和5年度並みの高い水準で推移すると見込んでいます。



(千円)

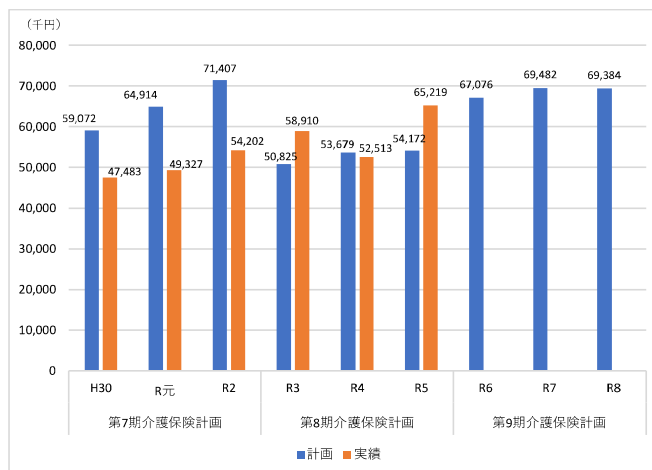
(介護予防) 通所リハビリテーション	第7期介護保険計画			第8期介護保険計画			第9期介護保険計画		
	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画	73,520	79,004	91,070	96,234	96,481	97,514	95,485	96,448	97,640
実績	73,545	85,866	83,984	87,141	83,246	100,285	-	-	-

■短期入所生活介護

短期入所生活介護は、介護老人福祉施設等に短期入所（ショートステイ）して、食事、入浴、排泄等の介護サービスや機能訓練を受けるサービスです。

第7期計画期間から、第8期計画期間の令和3年度まで、給付実績は増加傾向を示していましたが、令和4年度に減少に転じました。

令和5年度の実績を踏まえ第9期は徐々に高まっていく計画にしています。



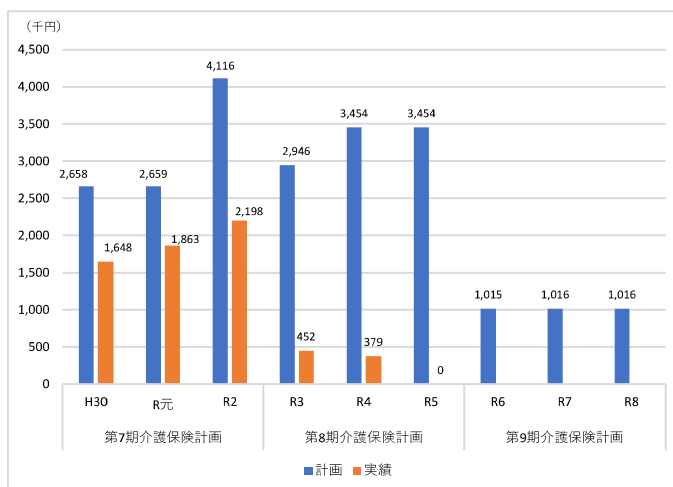
(千円)

(介護予防) 短期入所生活介護	第7期介護保険計画			第8期介護保険計画			第9期介護保険計画		
	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画	59,072	64,914	71,407	50,825	53,679	54,172	67,076	69,482	69,384
実績	47,483	49,327	54,202	58,910	52,513	65,219	-	-	-

4. 住み慣れた地域における自分が望む暮らしの実現【高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画】

■短期入所療養介護

短期入所療養介護は、介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期入所（ショートステイ）して、医学的な管理の下で医療、介護、機能訓練を受けるサービスです。第7期計画期間の令和2年度から、第8期計画期間にかけて、計画値を大幅に下回る実績となっていました。



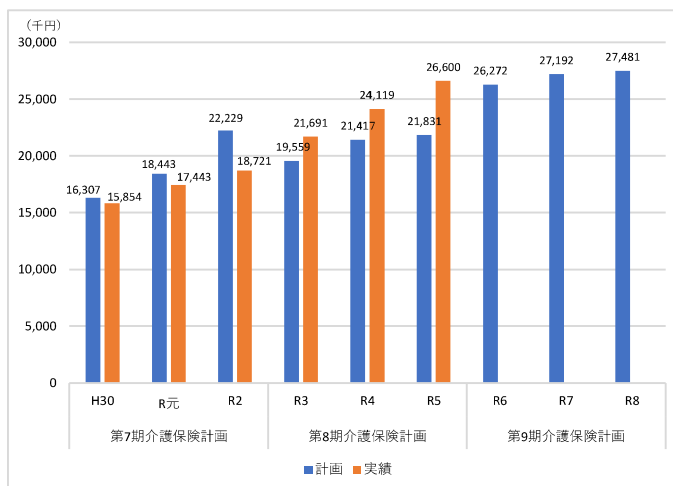
第9期計画はこれまでの実績を勘案し、第8期の計画よりも低く計画しました。

(千円)

(介護予防) 短期入所療養介護（老健）	第7期介護保険計画			第8期介護保険計画			第9期介護保険計画		
	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画	2,658	2,659	4,116	2,946	3,454	3,454	1,015	1,016	1,016
実績	1,648	1,863	2,198	452	379	0	-	-	-

■福祉用具貸与

福祉用具貸与は、福祉用具を必要とされる方へ、車いす・特殊寝台・歩行器・認知症高齢者徘徊感知器・移動用リフト等13種類の福祉用具を貸し出します。第7期計画期間から給付実績は増加傾向です。第8期計画期間に入ると、実績値が計画値を上回るようになりました。第



9期は令和5年度並みの高い水準で推移すると見込んでいます。

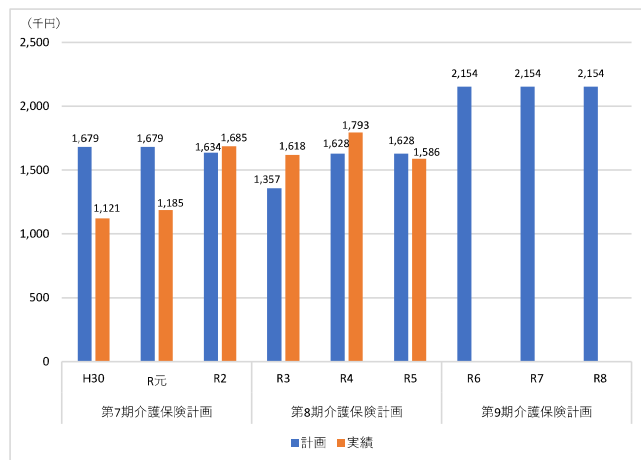
(千円)

(介護予防) 福祉用具貸与	第7期介護保険計画			第8期介護保険計画			第9期介護保険計画		
	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画	16,307	18,443	22,229	19,559	21,417	21,831	26,272	27,192	27,481
実績	15,854	17,443	18,721	21,691	24,119	26,600	-	-	-

4. 住み慣れた地域における自分が望む暮らしの実現【高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画】

■特定福祉用具購入費

特定福祉用具購入は、福祉用具を必要とされる方へ、腰掛便座・特殊尿器・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトのつり具の5種類の購入について、指定事業所から購入された場合、年間10万円を限度にその9割を負担します。第8期計画期間では、計画を上回る実績となり、実績値は増加傾向を示していました。第9期は高い水準で推移すると見込んでいます。

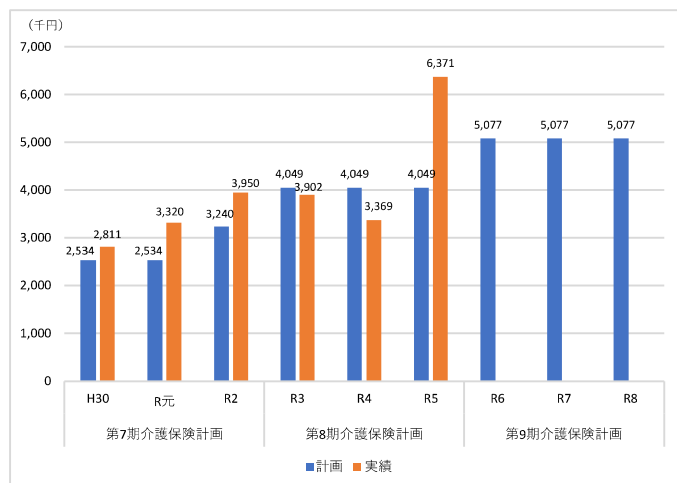


(千円)

(介護予防) 特定福祉用具購入費	第7期介護保険計画			第8期介護保険計画			第9期介護保険計画		
	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画	1,679	1,679	1,634	1,357	1,628	1,628	2,154	2,154	2,154
実績	1,121	1,185	1,685	1,618	1,793	1,586	-	-	-

■住宅改修費

住宅改修は、要支援・要介護の方で、居宅での日常生活において住宅改修を必要とされる方に、手すりの取り付け・段差解消・すべり防止、移動の円滑等のため床材の変更・引き戸等への扉の取り替え・洋式便所等への取り替えの5種類の改修について、20万円を限度にその9割を負担します。第8期計画期間では、計画を下回る給付実績となっていました。令和5年度は高まっており、今後も高い水準で推移すると見込んでいます。



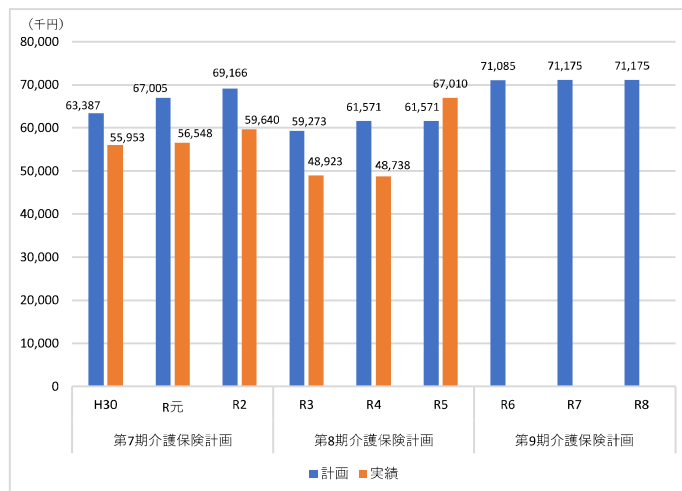
(千円)

(介護予防) 住宅改修	第7期介護保険計画			第8期介護保険計画			第9期介護保険計画		
	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画	2,534	2,534	3,240	4,049	4,049	4,049	5,077	5,077	5,077
実績	2,811	3,320	3,950	3,902	3,369	6,371	-	-	-

4. 住み慣れた地域における自分が望む暮らしの実現【高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画】

■特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）等に入所して日常生活の世話や、機能訓練等を受けるサービスです。第8期計画期間では、第7期同様計画を下回る給付実績となっていました。第9期は高い水準で推移すると見込んでいます。



(千円)

(介護予防) 住宅改修	第7期介護保険計画			第8期介護保険計画			第9期介護保険計画		
	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画	63,387	67,005	69,166	59,273	61,571	61,571	71,085	71,175	71,175
実績	55,953	56,548	59,640	48,923	48,738	67,010	-	-	-

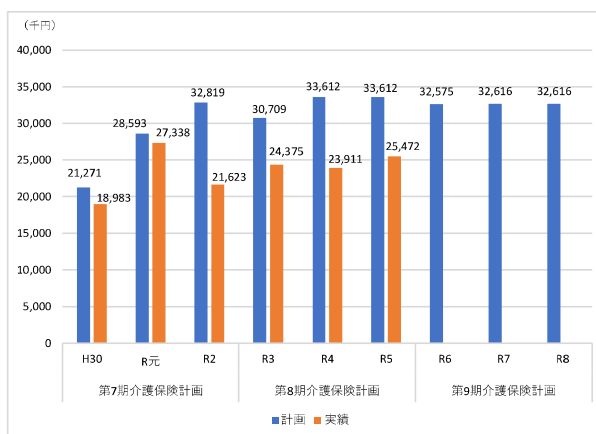
4. 住み慣れた地域における自分が望む暮らしの実現【高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画】

ii. 地域密着型サービスの見込み量・給付費

地域密着型サービスとは、今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、出来る限り住み慣れた地域で生活が継続できるように、市町村指定の事業者が地域住民に提供するサービスです。

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護

在宅の要介護高齢者を支えるため、日中、夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、又はそれぞれが連携しながら定期巡回と随時の対応で行うサービスです。第8期計画期間では、給付実績は計画値を下回っていましたが、今後、伸びることが考えられ、第9期は第8期計画並みの高い水準を計画しています。

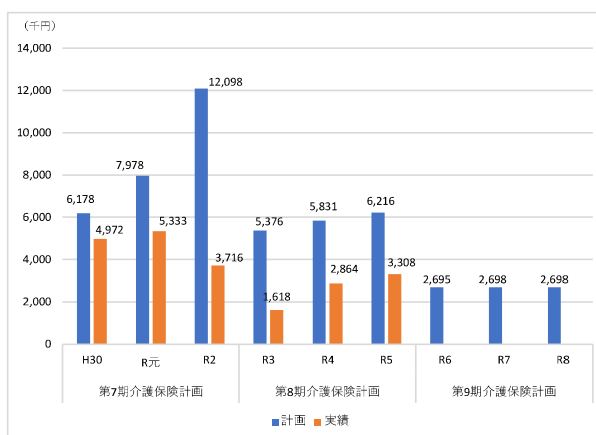


(千円)

定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	第7期介護保険計画			第8期介護保険計画			第9期介護保険計画		
	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画	21,271	28,593	32,819	30,709	33,612	33,612	32,575	32,616	32,616
実績	18,983	27,338	21,623	24,375	23,911	25,472	-	-	-

■地域密着型通所介護

利用定員18人以下の小規模の老人デイサービスセンター等に通い、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練等を日帰り提供するサービスです。第7期計画期間同様、第8期計画期間においても、計画値を下回る給付実績となっていました。第9期は第8期の実績並みで推移すると見込んでいます。



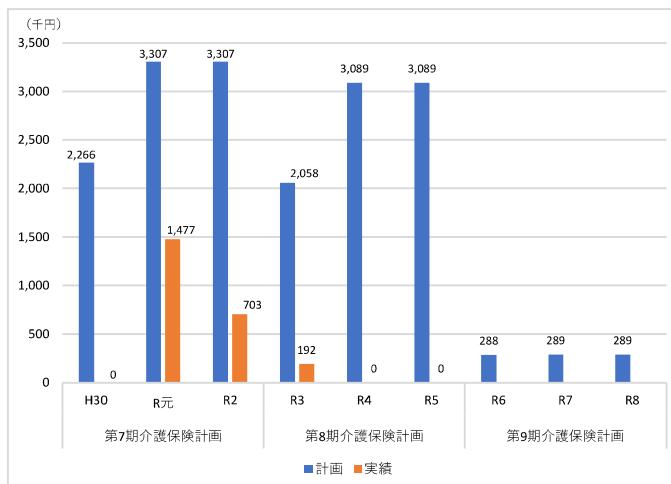
(千円)

地域密着型通所介護	第7期介護保険計画			第8期介護保険計画			第9期介護保険計画		
	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画	6,178	7,978	12,098	5,376	5,831	6,216	2,695	2,698	2,698
実績	4,972	5,333	3,716	1,618	2,864	3,308	-	-	-

4. 住み慣れた地域における自分が望む暮らしの実現【高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画】

■認知対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、認知症の方を対象とした専門的な通所介護（デイサービス）です。第8期計画期間においても、実績値は計画値を大幅に下回っていました。令和4、5年度はゼロであります。第9期は今後の需要を考え、低い水準を見込んでいます。

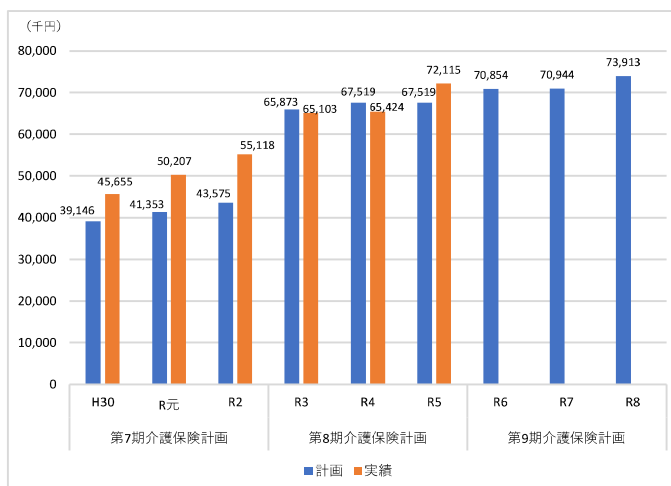


(千円)

(介護予防) 認知症対応型通所介護	第7期介護保険計画			第8期介護保険計画			第9期介護保険計画		
	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画	2,266	3,307	3,307	2,058	3,089	3,089	288	289	289
実績	0	1,477	703	192	0	0	-	-	-

■小規模多機能型居宅介護

利用者の選択に応じて、「通所サービス」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組み合せ、日常生活上の支援や機能訓練等を受けるサービスです。第8期計画期間では、計画値をやや下回る給付実績となっていました。第9期も高い水準で推移すると見込んでいます。



(千円)

(介護予防) 認知症対応型通所介護	第7期介護保険計画			第8期介護保険計画			第9期介護保険計画		
	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画	39,146	41,353	43,575	65,873	67,519	67,519	70,854	70,944	73,913
実績	45,655	50,207	55,118	65,103	65,424	72,115	-	-	-

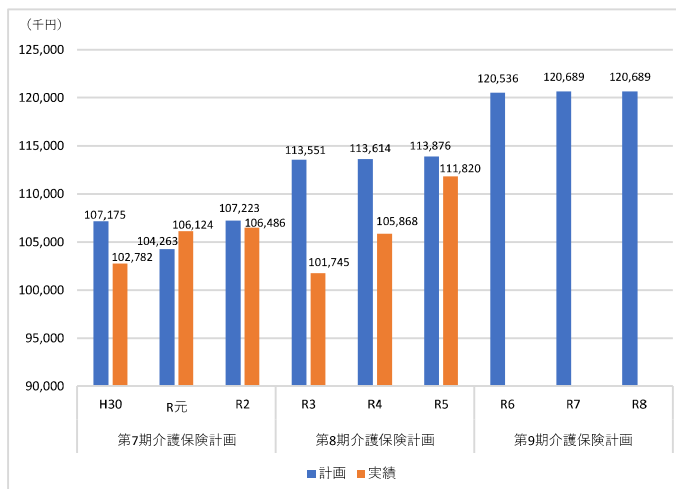
4. 住み慣れた地域における自分が望む暮らしの実現【高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画】

■認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、グループホームに入所し、認知症高齢者が1ユニット9人で共同生活をしながら介護や機能訓練を受けるサービスです。

第7期計画期間では、計画値に近い給付実績で推移していましたが、第8期計画期間で

は、実績値は計画値を下回っていました。実績値が徐々に増加傾向にあり、第9期は高い水準で推移すると見込んでいます。



(千円)

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	第7期介護保険計画			第8期介護保険計画			第9期介護保険計画		
	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画	107,175	104,263	107,223	113,551	113,614	113,876	120,536	120,689	120,689
実績	102,782	106,124	106,486	101,745	105,868	111,820	-	-	-

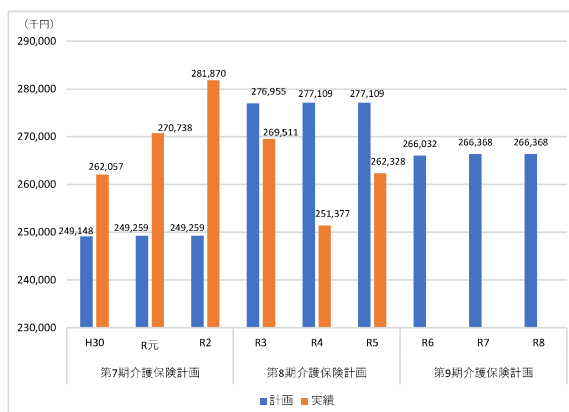
4. 住み慣れた地域における自分が望む暮らしの実現【高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画】

iii. 施設サービスの見込み量・給付費

施設サービスは、要介護認定で要介護1から5の認定を受けた人が、介護保険法で定められた施設にて利用できるサービスです。介護が中心か、治療が中心か等によって入所する施設を選択します。

■介護老人福祉施設

介護老人福祉施設は、常時介護を必要とし、居宅での生活が困難な方が特別養護老人ホームに入所し、必要なサービスを受けることができます。第7期計画期間では、給付実績は計画値を上回るとともに増加傾向を示していましたが、第8期計画期間では減少傾向に転じ、計画値を下回っていました。第9期は令和5年度並みからそれ以上の水準で推移すると見込んでいます。

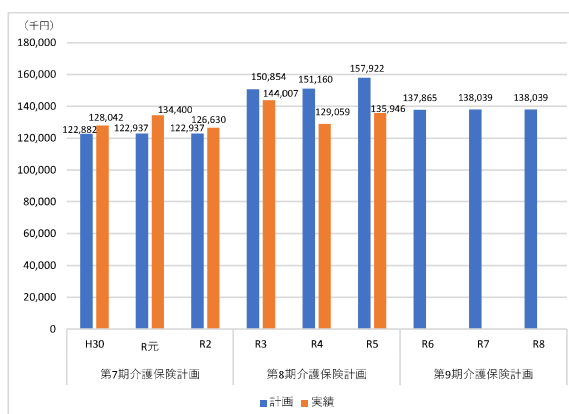


(千円)

介護老人福祉施設	第7期介護保険計画			第8期介護保険計画			第9期介護保険計画		
	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画	249,148	249,259	249,259	276,955	277,109	277,109	266,032	266,368	266,368
実績	262,057	270,738	281,870	269,511	251,377	262,328	-	-	-

■介護老人保健施設

介護老人保健施設は、病状が安定し、在宅復帰、自立を目指すため施設に入所し、必要なサービスを受けることができます。第8期計画期間では、給付実績は減少傾向に転じ、計画を下回り差が拡大していました。第9期は令和5年度並みで推移すると見込んでいます。



(千円)

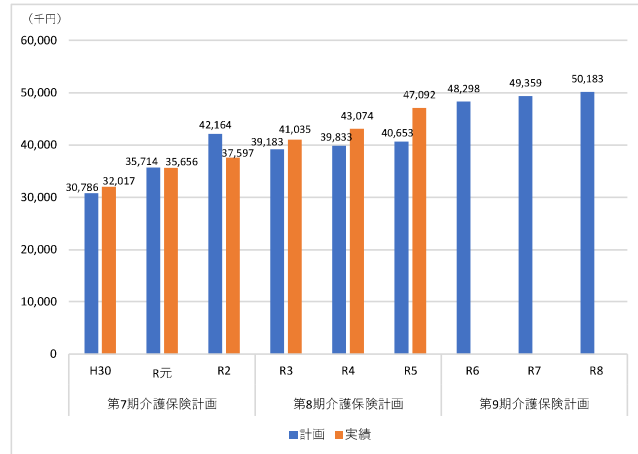
介護老人保健施設	第7期介護保険計画			第8期介護保険計画			第9期介護保険計画		
	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画	122,882	122,937	122,937	150,854	151,160	157,922	137,865	138,039	138,039
実績	128,042	134,400	126,630	144,007	129,059	135,946	-	-	-

4. 住み慣れた地域における自分が望む暮らしの実現【高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画】

iv. 居宅介護支援の見込み量・給付費

■居宅介護支援

居宅介護支援は、介護支援専門員（ケアマネージャー）から介護（予防）サービス計画作成等の支援を受けるサービスです。なお、利用者の負担はありません。第7期計画期間から引き続き、第8期計画期間においても、計画値に近い実績値となっており、年々増加傾向を示しています。第9期も高い水準で推移すると見込んでいます。



(千円)

(介護予防) 居宅介護支援	第7期介護保険計画			第8期介護保険計画			第9期介護保険計画		
	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画	30,786	35,714	42,164	39,183	39,833	40,653	48,298	49,359	50,183
実績	32,017	35,656	37,597	41,035	43,074	47,092	-	-	-

3. 介護保険事業の費用の見込み

(1) 第1号被保険者保険料設定の基本的な考え方

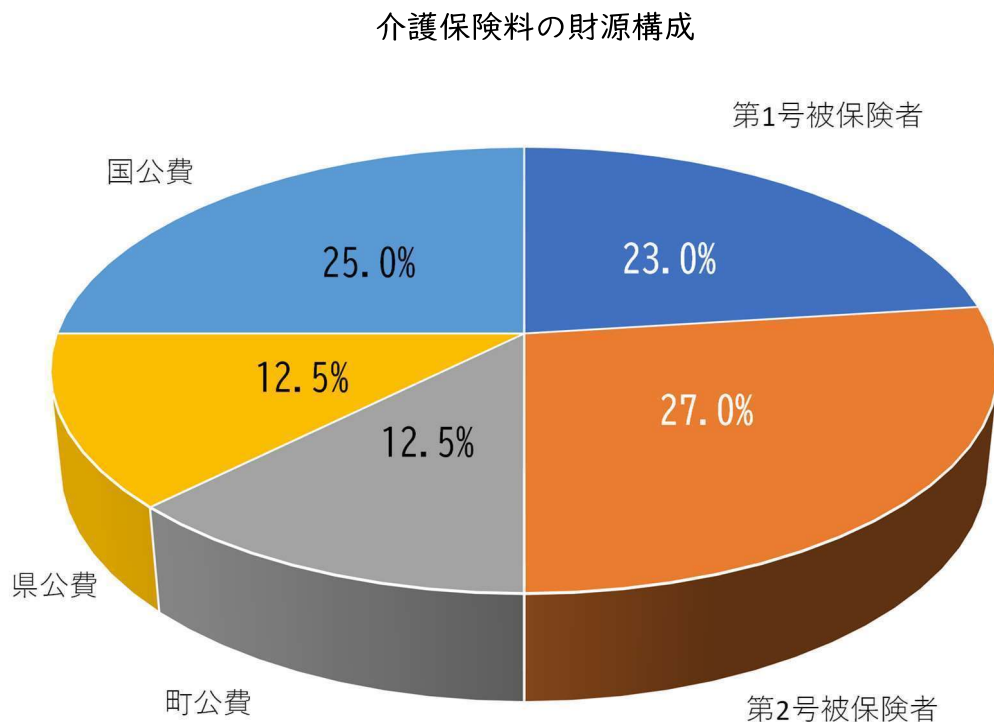
① 給付と負担の関係

65 歳以上の介護保険料（第1号保険料）は、その市区町村の被保険者が利用する介護サービス等の保険給付を反映した額となるため、市区町村ごとに介護保険料は異なります。

したがって、町の介護保険料は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの介護保険事業計画期間中の介護サービス等の利用見込み量に応じたものとなり、介護サービス等の利用量が増加すれば保険料は上がり、利用量が減れば下がることとなります。

② 第1号被保険者の保険料推計データ

佐々町での第8期に比べた第9期の給付費が増加する見込みになっています。第8期までの剰余金を第9期の第1号被保険者の負担額に充当することで、第9期の第1号保険料の上昇を抑制します。



③ 標準給付見込額の推計（サービス別）

第9期の標準給付見込額は3年間で3,850,185千円と推計され、これに地域支援事業費92,997千円（推計）を加えた値が第1号被保険者の保険料算定の基礎となる介護サービスの総費用となります。標準給付見込額は第8期から上昇する傾向にあります。

標準給付見込額の推計（サービス別）

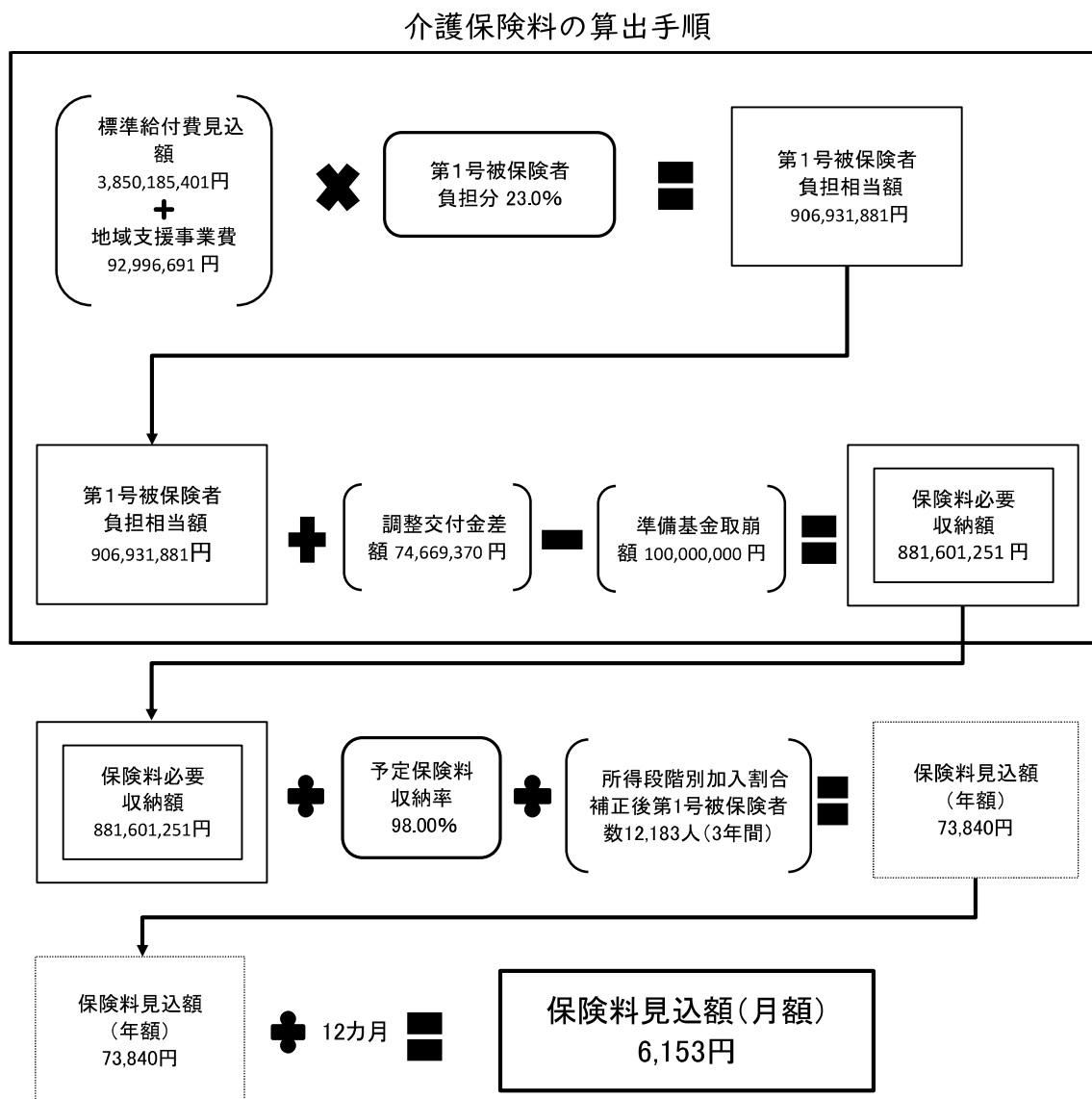


（千円）

	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度
在宅サービス	474,032	472,916	545,068	544,983	554,800	561,537
居住系サービス	150,667	154,607	178,830	191,621	191,864	191,864
施設サービス	452,263	432,462	443,347	449,606	450,174	450,174
その他	76,877	71,912	86,417	86,505	88,186	88,871
計	1,153,839	1,131,896	1,253,661	1,272,715	1,285,024	1,292,446

(2) 第1号被保険者の保険料推計

第1号被保険者（65歳以上の人）に負担していただく介護保険料は、第9期計画期間中（令和6年度～令和8年度）に必要とされる介護給付費の総額、地域支援事業費、第1号被保険者の人数や保険料の負担割合、保険料の収納率等によって算定します。第1号被保険者の保険料収納必要額は、調整交付金差額や準備基金取崩額を加減して算出します。これを基に算出した第1号被保険者の介護保険料基準月額額は6,153円となります。



4. 住み慣れた地域における自分が望む暮らしの実現【高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画】

第1号被保険者の保険料推計データ①

	第9期			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
	2024年度	2025年度	2026年度	
第1号被保険者数	4,010	4,037	4,018	12,065
前期(65～74歳) (人)	1,873	1,817	1,764	5,454
後期(75歳～) (人)	2,137	2,220	2,254	6,611
後期(75歳～84歳) (人)	1,451	1,525	1,557	4,533
後期(85歳～) (人)	686	695	697	2,078
所得段階別加入割合 (%)				
第1段階	17.3%	17.3%	17.3%	17.3%
第2段階	9.3%	9.2%	9.2%	9.2%
第3段階	8.4%	8.4%	8.4%	8.4%
第4段階	10.9%	10.9%	10.9%	10.9%
第5段階	13.8%	13.8%	13.8%	13.8%
第6段階	12.4%	12.5%	12.4%	12.4%
第7段階	14.7%	14.7%	14.7%	14.7%
第8段階	6.6%	6.6%	6.6%	6.6%
第9段階	2.3%	2.3%	2.3%	2.3%
第10段階	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
第11段階	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%
第12段階	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%
第13段階	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
所得段階別被保険者数 (人)				
第1段階	694	699	695	2,088
第2段階	371	373	371	1,115
第3段階	336	339	337	1,012
第4段階	438	441	439	1,318
第5段階	553	557	554	1,664
第6段階	499	503	500	1,502
第7段階	589	593	591	1,773
第8段階	263	265	264	792
第9段階	93	93	93	279
第10段階	49	49	49	147
第11段階	26	26	26	78
第12段階	17	17	17	51
第13段階	82	82	82	246
合計	4,010	4,037	4,018	12,065
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (C)	4,050	4,075	4,058	12,183

4. 住み慣れた地域における自分が望む暮らしの実現【高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画】

第1号被保険者の保険料推計データ②

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
	2024年度	2025年度	2026年度	
標準給付費見込額 (A) (円)	1,272,715,061	1,285,024,111	1,292,446,229	3,850,185,401
地域支援事業費 (B) (円)	30,998,897	30,998,897	30,998,897	92,996,691
第1号被保険者負担分相当額 (D) (円)	299,854,210	302,685,292	304,392,379	906,931,881
調整交付金相当額 (E) (円)	64,020,120	64,635,572	65,006,678	193,662,370
調整交付金見込額 (I) (円)	42,125,000	40,074,000	36,794,000	118,993,000
調整交付金見込交付割合 (H)	3.29%	3.10%	2.83%	
後期高齢者加入割合補正係数 (F)	1.0647	1.0724	1.0843	
所得段階別加入割合補正係数 (G)	1.0091	1.0096	1.0094	

財政安定化基金拠出金見込額 (円)				0
財政安定化基金拠出率	0.0%			
財政安定化基金償還金 (円)	0	0	0	0
準備基金の残高 (前年度末の見込額) (円)				100,000,000
準備基金取崩額 (円)				100,000,000
審査支払手数料一件あたり単価 (円)	75	75	75	75
審査支払手数料支払件 (件)	14,677	14,990	15,062	44,729
市町村特別給付費等 (円)	0	0	0	0
保険料収納必要額 (L) (D)+(E)-(I)-(準備基金取崩額) (円)				881,601,251

予定保険料収納率				98.00%
----------	--	--	--	--------

保険料の基準額				
年額 (円)				73,840
月額 (円)				6,153

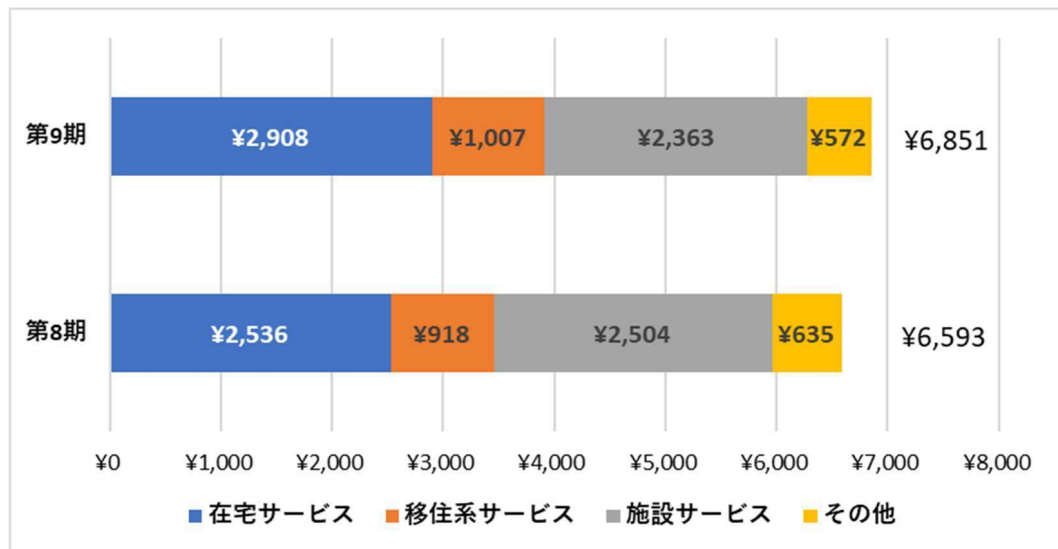
(3) 第8期と第9期の第1号被保険者の保険料の比較

第9期第1号被保険者保険料（月額）は6,153円となります。前期の第8期第1号被保険者保険料（月額）から427円、7.4%増となります。

介護保険料基準額（月額）の内訳（概算）

	第8期		第9期	
	金額（円）	構成比（%）	金額（円）	構成比（%）
総給付費	5,957	90.4%	6,279	91.5%
在宅サービス	2,536	38.5%	2,908.5	39.6%
居住系サービス	918	13.9%	1,007.3	17.1%
施設サービス	2,504	38.0%	2,363.4	34.9%
その他給付費	447	6.8%	423.1	6.2%
地域支援事業費	188	2.9%	149.3	2.2%
財政安定化基金（拠出金見込額+償還金）	0	0.0%	0	0.0%
市町村特別給付費等	0	0.0%	0	0.0%
保険料収納必要額（月額）	6,593	100.0%	6,851	100.0%
準備基金取崩額	867	13.1%	698	10.4%
保険料基準額（月額）	5,726	86.9%	6,153	89.6%

第9期と第8期の保険料必要額（月額）の内訳
（※準備基金取崩前）



4. 住み慣れた地域における自分が望む暮らしの実現【高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画】

(4) 介護保険料の弾力化に伴う所得段階別負担割合

第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料設定については、負担能力に応じて保険料を賦課する観点から国の所得段階区分に合わせて第13段階で設定します。また、国の動向に即して住民税非課税世帯の第1号被保険者を対象とした介護保険料の軽減措置を行います。

< 介護保険料の段階について >

令和6～8年度の第1号被保険者の所得段階別保険料

所得段階	対 象 者	基準額に対する割合	年額
第1段階	・生活保護被保護者 ・世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額 ×0.285	21,000 円
第2段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	基準額 ×0.485	35,700 円
第3段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等120万円超	基準額 ×0.685	50,500 円
第4段階	本人が住民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円以下	基準額 ×0.900	66,400 円
第5段階 (基準)	本人が住民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円超	基準額 ×1.000	73,800 円
第6段階	住民税課税かつ合計所得金120万円未満	基準額 ×1.200	88,500 円
第7段階	住民税課税かつ合計所得金額120万円以上210万円未満	基準額 ×1.300	95,900 円
第8段階	住民税課税かつ合計所得金額210万円以上320万円未満	基準額 ×1.500	110,700 円
第9段階	住民税課税かつ合計所得金額320万円以上420万円未満	基準額 ×1.700	125,400 円
第10段階	住民税課税かつ合計所得金額420万円以上520万円未満	基準額 ×1.900	140,200 円
第11段階	住民税課税かつ合計所得金520万円以上620万円未満	基準額 ×2.100	154,900 円
第12段階	住民税課税かつ合計所得金額620万円以上720万円未満	基準額 ×2.300	169,700 円
第13段階	住民税課税かつ合計所得金額720万円以上	基準額 ×2.400	177,100 円

注）年額は100円未満切捨て

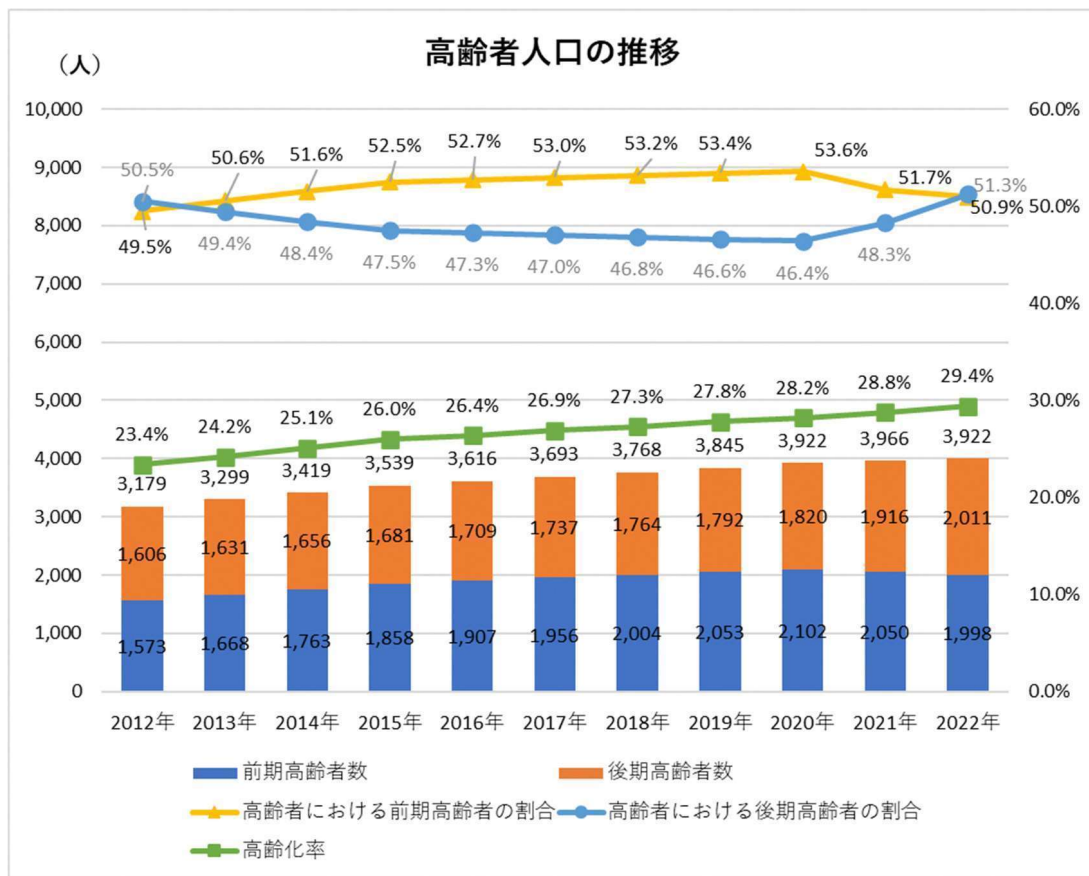
5. 誰もが本人らしい生活を送るための体制整備

第1章 現状と課題

1. 成年後見制度をとりまく状況

(1) 高齢化の進展による認知症患者数の増加

本町の高齢者人口（65歳以上）は、増加傾向を続けてきましたが、令和4年（2022年）に減少に転じ、令和2年（2020年）の水準3,922人に戻っています。しかし、生産年齢人口が減少したため、高齢化率（行政人口に占める高齢者人口の割合）は増加傾向が続き、29.4%となっています。いわゆる団塊の世代（1947年～1950年生まれの第一次ベビーブーム世代）が令和4年（2022年）から徐々に75歳に到達します。本町の後期高齢者数は平成24年（2012年）以来、前期高齢者数を上回りましたが、この傾向は少なくとも令和7年（2025年）にかけ続くことが予想されます。

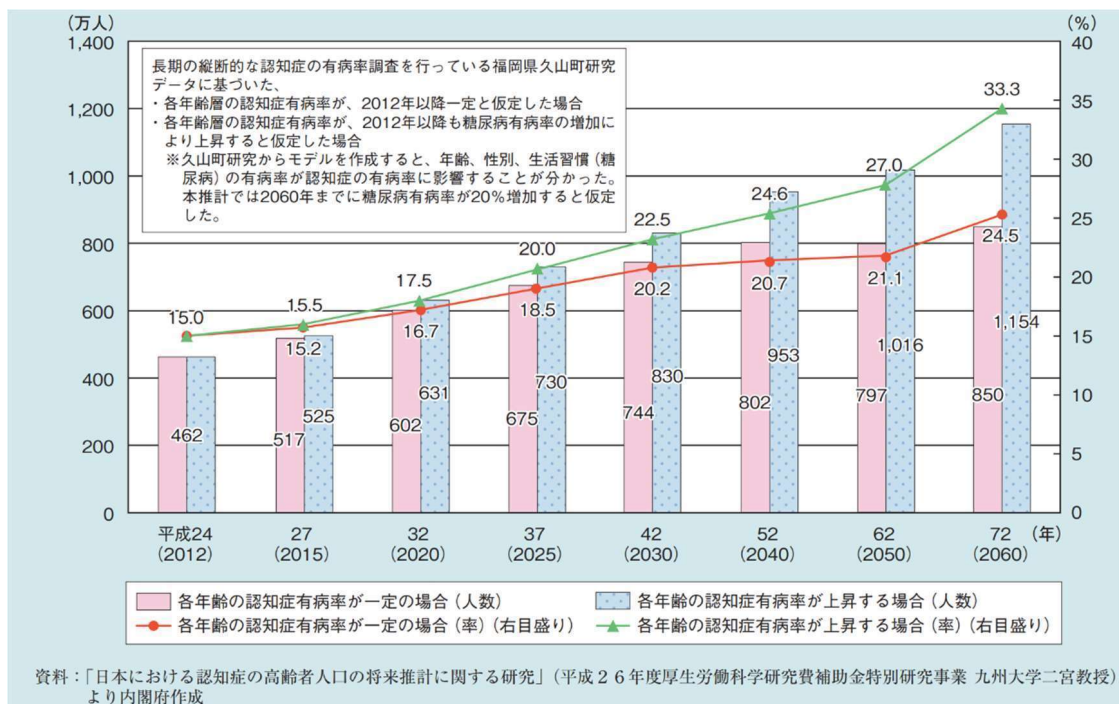


出所：総務省「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

(2) 65 歳以上の認知症患者の推定者と推定有病率

平成 24 年（2012 年）の認知症高齢者数 462 万人は、65 歳以上の高齢者の約 7 人に 1 人（有病率 15.0%）の比率であったのに対し、令和 7 年（2025 年）には約 5 人に 1 人が認知症になると見込まれています。

65 歳以上の認知症患者の推定者と推定有病率



出所：「平成 29 年版高齢社会白書」内閣府

(3) 要介護認定者数の増加

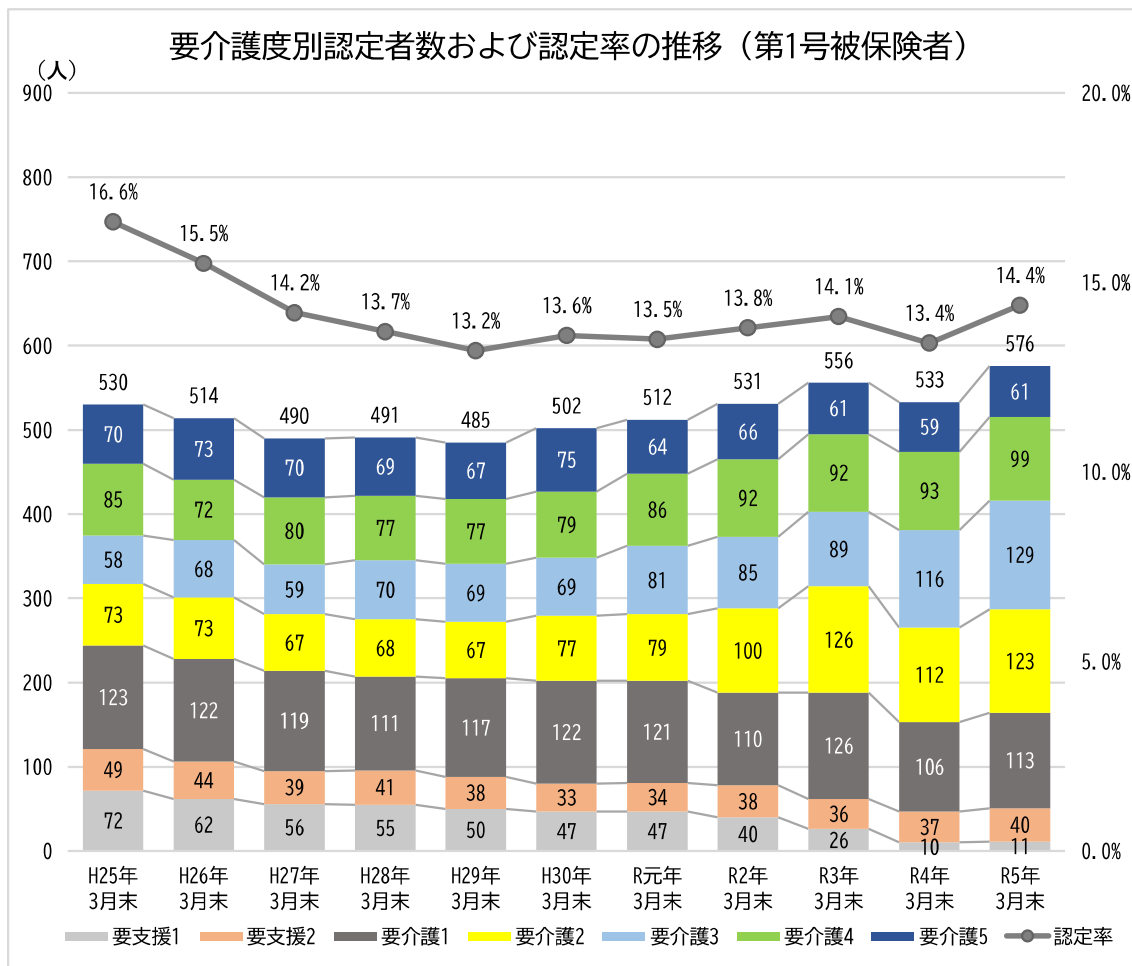
第 1 号被保険者の要介護（要支援）認定者数は、令和 5 年 3 月末現在で 576 人、認定率（第 1 号被保険者に占める認定者数）14.4%となっており、昨年から 1 ポイント上昇しています。

本町においては、従来より、住民同士の支え合い活動や住民ひとり一人の積極的な介護予防の取り組みがあり、介護保険事業と連動することにより、要介護認定率は抑えられてきました。

しかし、近年の新型コロナウイルス感染症の影響もあり、外出自粛や閉じこ

5. 誰もが本人らしい生活を送るための体制整備【第2期成年後見制度利用促進基本計画】

もり傾向等から心身機能の低下につながり、要介護状態となったことも一因となり、介護認定率の増加へ繋がったと考えられます。



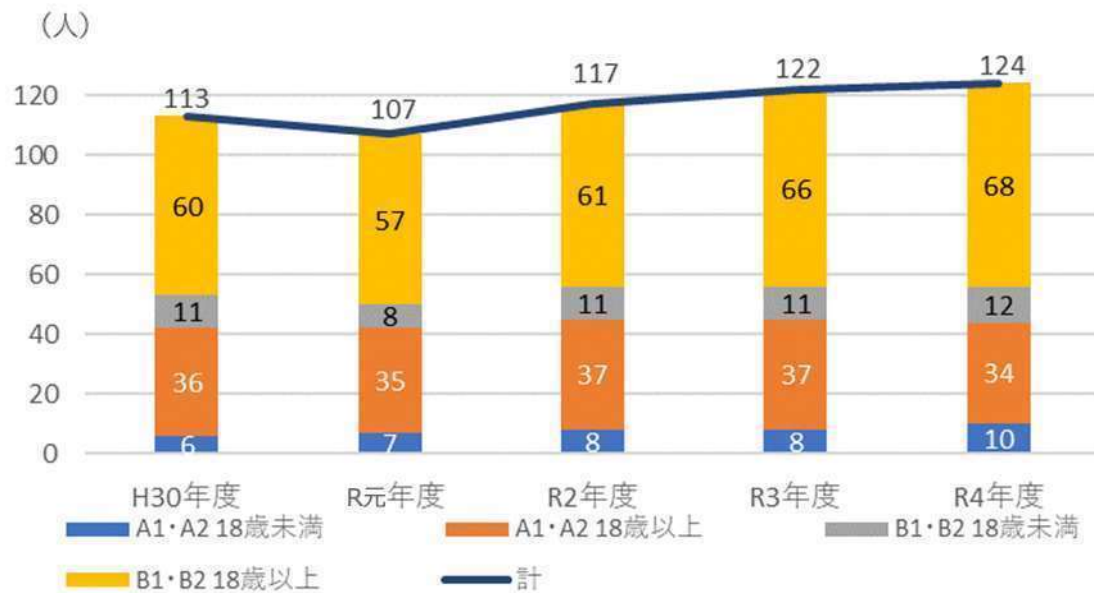
出所：地域包括ケア「見える化」システムによって作成

（４）療育手帳所持者数の推移

令和４年度末の療育手帳の交付者数は、１２４人です。平成３１年度末の１０７人から増加傾向が続いています。

A１・A２の重度の療育手帳所持者数は全体では令和３年度から令和４年度では減少しましたが、１８歳未満の方は１０人と増えています。B１・B２の中・軽度の療育手帳所持者数は、令和２年度から令和４年度においても増加しています。

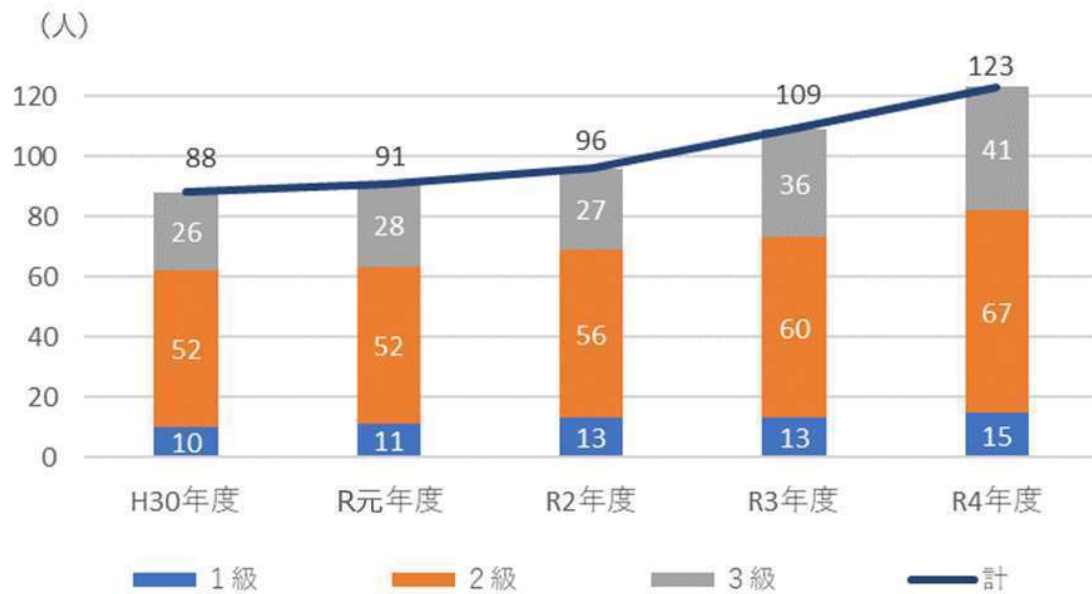
療育手帳所持者数の推移（重度別・年齢２区分別、年度末実績）



(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

令和4年度末の精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、123人です。平成30年度末の88人から増加傾向で推移しています。とくに令和2年度からの増加数は10%以上増加しています。

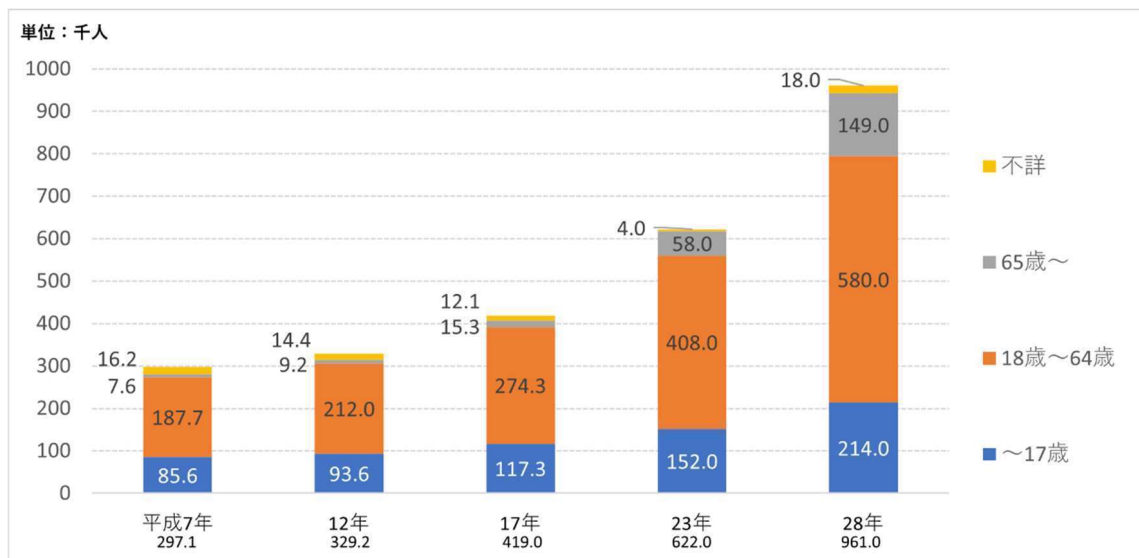
精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（級別、年度末実績）



(6) 年齢階層別障がい者数の推移（知的障がい児・者〈在宅〉）

全国的に、平成23年から平成28年すると34万人増加しました。また、18歳～64歳の割合が多く、今後、知的障がいを有する高齢者の増加が見込まれます。

年齢階層別障がい者数の推移（知的障がい児・者〈在宅〉）

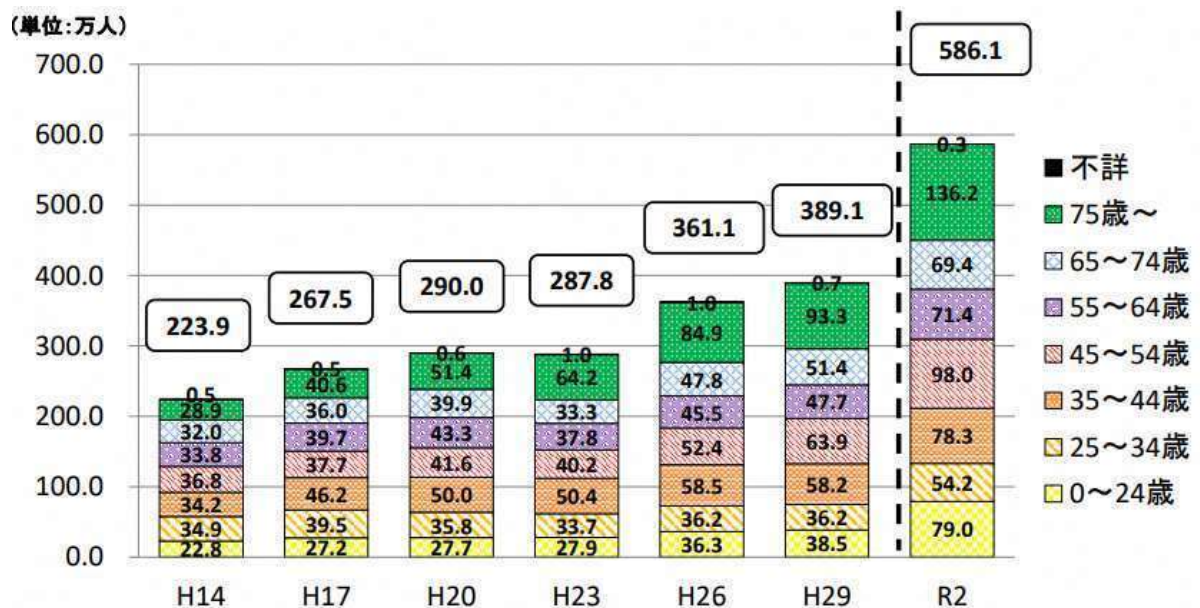


出所：厚生労働省「知的障害児（者）基礎調査」（～平成17年）
 厚生労働省「生活のしづらさ等に関する調査」（平成23年～）

(7) 精神疾患を有する外来患者数の推移（年齢階級別内訳）

全国的に精神疾患を有する外来患者は増加傾向であり、今後も増加が見込まれます。また、年齢階級別内訳では40代以上の割合が多く、75歳以上の割合が最も多いことが分かります。

精神疾患を有する外来患者数の推移（年齢階級別内訳）

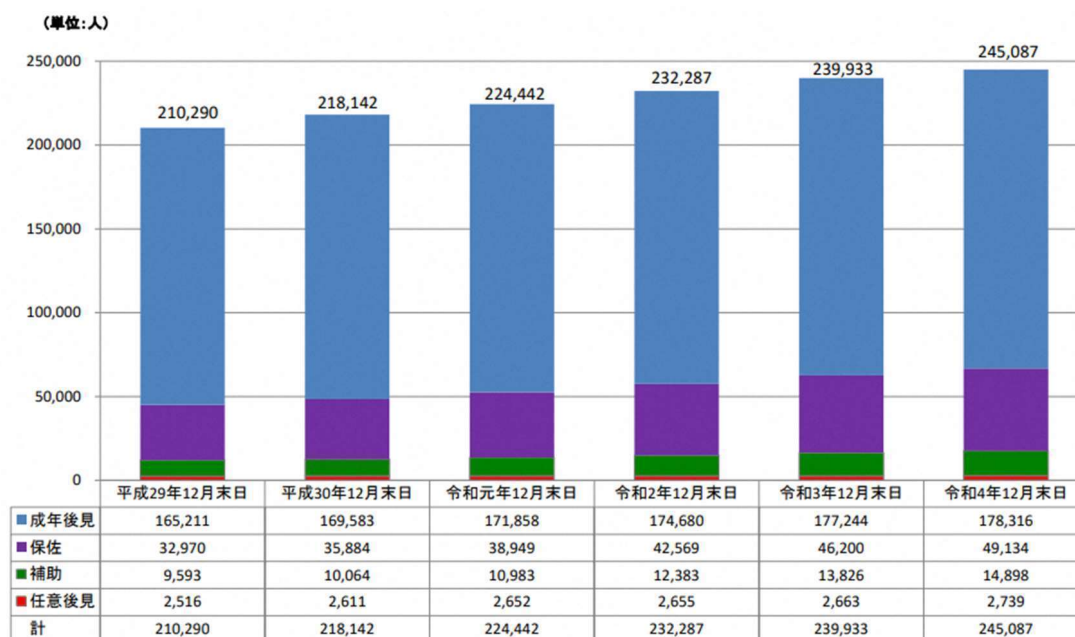


出所：資料 厚生労働省「成年後見制度の現状」令和5年5月より

(8) 成年後見制度の利用者の推移

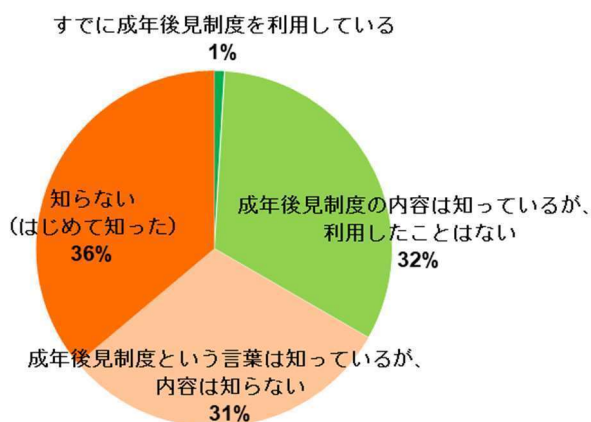
平成30年(2018年)5月に厚生労働省より発表された「成年後見制度の現状」によると、全国の成年後見制度利用者数は、平成24年度(2012年度)166,289人、平成29年度(2017年度)210,290人と年々増加しており、成年後見制度の需要が高まってきていることがわかります。

全国の成年後見制度の利用者数の推移(平成29年～令和4年)



出所: 内閣府「成年後見制度の現状」

しかし、佐々町では、今般の保健福祉総合計画策定のための全世帯を対象とするアンケートにおいて、問35「成年後見制度があることを知っていますか?」への回答は、既に利用している方が1人(約1%)、「内容は知っているが利用したことはない」33人(約32%)でした。「知らない(はじめて知った)」39人(約36%)、「言葉は知っているが、内容は知らない」33人(約31%)と、制度の認知度が低いことが課題です。



(9) 成年後見制度の利用数

本町における成年後見制度の利用数は、令和5年10月1日時点、11件です。

成年後見制度は、判断能力に応じて、後見・保佐・補助の類型があります。
(詳細は、P306の参考資料参照)

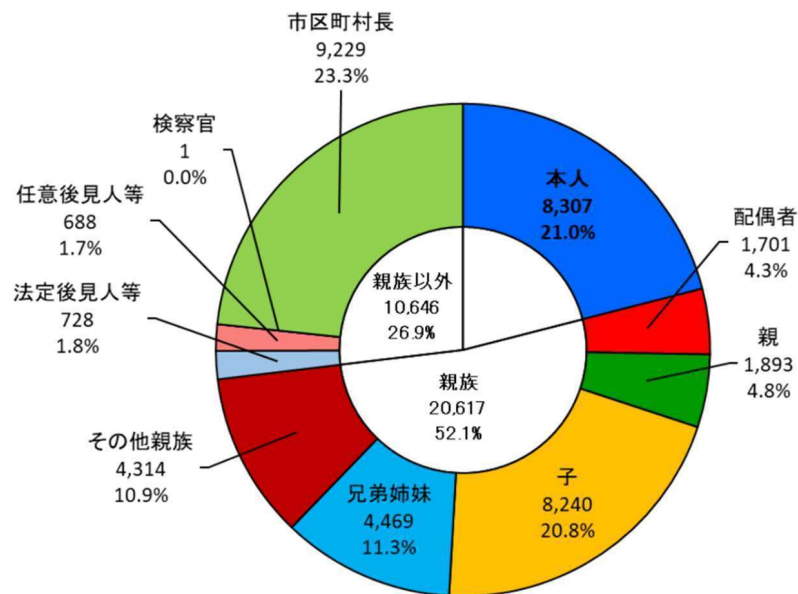
成年後見制度の利用者数（令和5年10月1日時点）(人)

	後見	保佐	補助	任意後見	計
佐々町	6	2	1	2	11

(10) 申立人と本人との関係別件数

申立人³⁵は、市町村長が 23.3%と最も多く、次に本人の 21.0%、子 20.8%の順となっています。

申立人と本人との関係別件数（令和4年度）



出所：厚生労働省「成年後見制度の現状」令和5年5月より

³⁵ 申立人：成年後見制度に基づく後見開始の審判の申し立てを、裁判所に対して行う人。

2. 課題と方向性

全国的、町内においても高齢化が進み、高齢者の単身世帯の増加や孤立して頼れる親族も近くにいない・身寄りがない等の問題に直面し、医療・介護・障がい福祉サービス等が円滑に進まない問題が顕在化しています。

そして、今後も認知症患者の推移や判断能力の低下に起因する精神上に障がいを持つ人が増加傾向にあり、早い段階で制度を知り必要な人が判断能力に合わせて、制度を利用できる仕組みづくりが必要となります。また、成年後見制度の申立人の内訳には、全体の4分の1程度が本人であり、その他は市町村長や子等の申立てが続いています。

成年後見制度には、判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、本人を法律的に支援する制度（法定後見制度）と十分な判断能力を有するときに後見人となる人を決めておく（任意後見制度）があります。

本人らしい生活をおくるためにも判断能力を有するときに、この成年後見制度を知り、制度の活用について検討する機会をつくる必要があります。

(参考)

●法定後見制度

認知症や障がいにより判断能力が十分でない方に、家庭裁判所が成年後見人等を選任します。支援を受ける本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの制度が用意されます。

	後見	保佐	補助
対象となる人	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
成年後見人等が同意又は、取り消すことができる行為(※1)	原則としてすべての法律行為	借金、相続の承認等、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為(※2)
成年後見人等が代理する事ができる行為(※3)	原則としてすべての法律行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為
成年後見人等の職務	本人の財産管理や身上保護		
成年後見人等の種類	親族後見人	親族による後見人	
	専門職後見人	弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職による後見人	
	市民後見人	定められた研修をうけ、成年後見制度について一定の知識を習得した一般の方による後見人	
	法人後見	社会福祉協議会等の法人による後見	

※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為（日用品の購入等）は含まれていません。

※2 民法13条第1項記載の行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築等）の一部に限ります。

※3 ご本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要になります。

●任意後見制度

ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされ、ご本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

第2章 本実施計画の位置づけ等

近年の高齢者人口の増加や単身世帯の増加等を背景として、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が顕在化しています。

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神上的の障害により判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段であり、身上保護と財産管理の支援によって、住み慣れた地域で安心して生活できるよう継続的な支援を行います。

「第二期 成年後見制度利用促進基本計画」においては、制度の利用促進のみならず、「尊厳ある本人らしい生活を継続すること」を中心に、本人の「意思決定支援」を重要として体制整備に努めていきます。

成年後見制度は、平成12年に介護保険制度と同時にスタートし、平成28年（2016年）5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」、平成29年（2017年）3月には「成年後見制度利用促進基本計画が国により定められました。

また、令和4年（2022年）3月には、第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、成年後見制度の利用促進に加え、「意思決定支援」が明確に位置づけられました。

よって、本町においても、認知症や知的障害、精神上的の障害により判断能力が不十分な人に対して住み慣れた地域で尊厳を持ちながら生活できるよう、成年後見制度の利用促進、充実した権利擁護支援に向けて本計画を策定するものです。

第3章 具体的な取り組みと評価指標

判断能力が不十分になっても、その人らしい生活を安心して送るための制度として利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築するとともに、成年後見制度の利用促進機能を担う「中核機関³⁶」における、広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能の体制整備に努めます。

【具体的な取り組み】

- 1、 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築
- 2、 権利擁護を担う中核機関の充実
- 3、 本人が自己決定し安心して生活できる「意思決定支援」

³⁶ 中核機関：権利擁護支援を必要とする人に対し、迅速かつ適切な支援を行うために、地域連携ネットワークの中心となり全体のコーディネートを担当する機関のこと。（佐々町においては、多世代包括支援センターと社会福祉協議会が協働で実施）

1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

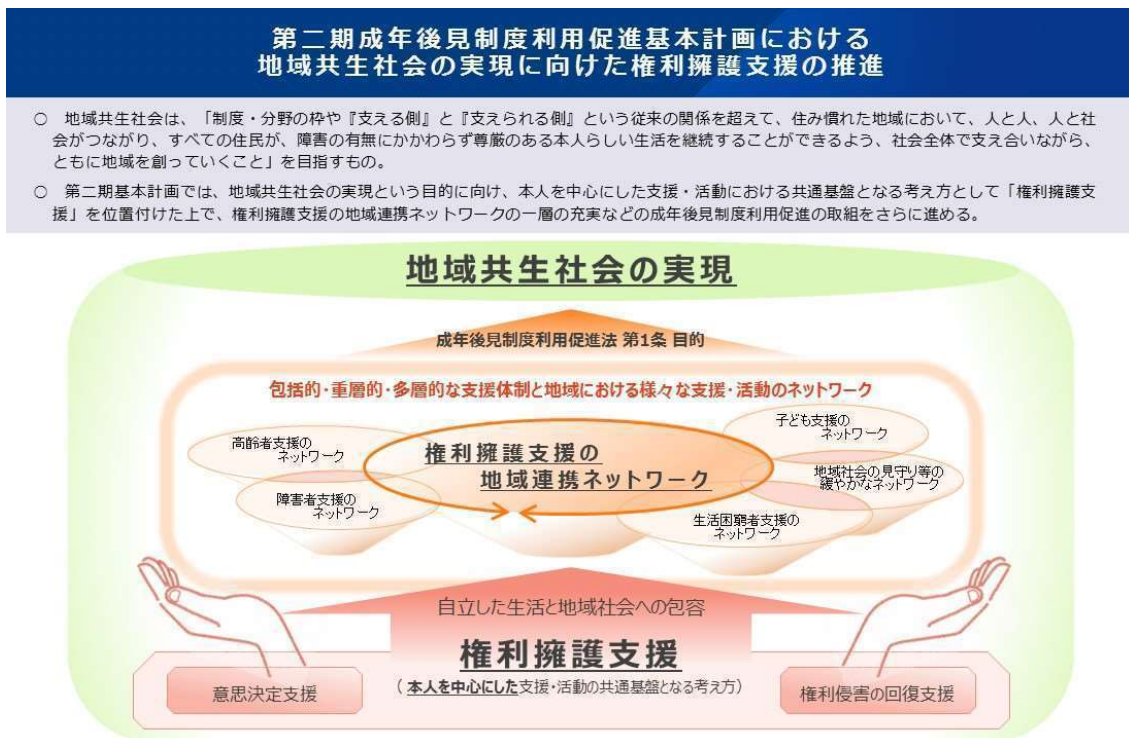
関係機関との連携を行い、必要な制度等へ繋がります。中核機関の調整役として役割を担うことで地域連携ネットワーク機能を強化します。

項目	取組内容	目標値
関係機関との連携	多世代包括支援センターが中心となり、医療・介護・障害福祉サービス事業所等が参加する「高齢・障がい地域支援会議」において、権利擁護事業（成年後見制度等）の普及啓発、課題の解決に向けて検討します。	・普及啓発 1回／年 ・検討会 1回／年
成年後見制度利用促進協議会の開催	地域共生推進協議会（権利擁護部会）の中で計画に携わる委員やその他の行政、社会福祉協議会、弁護士・社会福祉士・司法書士、民生委員、医療・介護・障害福祉サービス事業所等の関係者が参加し、本計画に関する進捗状況や課題の検討、協議の場を設けます。	1回／年
複合的な問題に対する課題解決及び連携の推進	・高齢者支援・障がい者支援・子ども子育て世代の支援・生活困窮者支援等、各ライフステージに合わせた課題について、個人の生活や権利を守る権利擁護支援を行います。 ・法律相談等専門相談の紹介、相談後の支援、虐待の早期発見・対応、防止に向けて検討します。（介護保険事業計画、障害福祉計画等担当分野との連携） ・司法に関する専門職が加わって行う「権利擁護支援会議³⁷」の実施、会議後の支援方針に係る専門職の派遣を行います。	随時

³⁷ 権利擁護支援会議：認知症や障がいの原因で、判断が困難な場合に、本人にとってより適切な決定ができるように関係機関で検討し、解決に向けて導くための会議。

5. 誰もが本人らしい生活を送るための体制整備【第2期成年後見制度利用促進基本計画】

(参考)



出所：厚生労働省 第二期成年後見制度利用促進基本計画・施策の実施状況等

2. 権利擁護支援を担う中核機関の充実

中核機関とは、成年後見制度利用促進を目的として設置され、下記の機能があります。本町においては、令和4年度より社会福祉協議会と協働で実施しています。

今後も、多世代包括支援センターと社会福祉協議会、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門機関や本人を取り巻く地域や関係事業所との連携体制を構築しながら、中核機関の充実を図ります。

中核機関の4つの機能と主な取組内容

項目	取組内容	目標値
広報機能	・成年後見制度および日常生活自立支援事業の啓発 (地域住民向け) ・広報誌への掲載、通いの場等への出前講座を行い、相談窓口の周知、成年後見制度、日常生活自立支援事業の啓発を行います。 (関係機関向け) ・「高齢・障がい地域支援会議」の中で権利擁護支援に係る情報の発信や研修会、事例検討会等を実施します。	各1回以上／年
相談機能	・多世代包括支援センター、社会福祉協議会において、相談を受けとめ、本人の状況に応じて制度の利用へと繋げます。 ・また、成年後見制度に限らず、遺言書作成や消費者被害等、権利擁護に関する多様な相談対応を関係機関と連携しながら行います。消費者被害に関する内容については、所管する企画商工課と連携しさらなる被害を防ぐために、地域住民・関係機関(高齢・障がい地域支援会議)に周知徹底します。	随時

成年後見 制度利用 促進機能	多世代包括支援センター （申立てに関すること） 相談支援に加え、本人及び親族による申立てが見込めない場合は、町長申立ての検討を行い、長崎県成年後見制度市町村長申立てマニュアルに沿い、申立て事務・手続きを行います。 （制度の申立て費用、後見人等の報酬の負担について） 成年後見制度の利用にあたり、「佐々町成年後見制度利用支援実施要綱」に準じて、申立て費用及び報酬助成を行います。 （体制整備について） 本町における成年後見制度利用促進について、関係機関との協議の場、「成年後見制度利用促進協議会」を地域共生推進協議会（権利擁護部会）の中で開催します。 社会福祉協議会 （申立てに関すること） 相談支援に加え、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行支援、申立て支援を本人の状況に応じて行います。	随時
-------------------------------	--	-----------

後見人 支援機能	(担い手の確保について) 令和5年度時点の町内における市民後見人の活動実績はない状況です。 全国的には、成年後見制度の需要は増加傾向にあることが見込まれるため、今後、成年後見制度利用促進協議会にて、担い手の確保について検討します。 (後見人支援、連携体制の構築) 成年後見制度を利用している、もしくは、今後利用が考えられる人に対して、本人の生活状況等に課題がある場合は、権利擁護支援会議等において専門職を踏まえた検討会議を行い、後見人と医療・介護・障がい福祉等の連携体制を構築します。 また、成年後見人等の申立てに係るケースについては、本人に係ってきた関係事業所（居宅介護支援事業所、相談支援事業所等）や地域住民、多世代包括支援センター地区担当等とともに情報共有を行い、本人らしい生活を送るための「意思決定支援」を行います。	各1回以上／年
---------------------	--	----------------

3. 本人が自己決定し安心して生活できる「意思決定支援」

本人の自己決定が尊重され望む暮らしができるように、本人が自らの人生を選択できる支援「意思決定支援」の充実を図ります。

項目	取組内容	目標値
意思決定支援会議 ³⁸ の開催	本人の望む暮らしの実現のために、本人・家族・後見人等・地域・関係事業所や権利擁護の専門家が一堂に会し、課題の解決に向けた検討を行います。 (※会議の中では、本人の判断能力に 応じて、意思を表出しやすい環境づくりに努め、本人の自己決定を促すよう 取組めます。)	1回以上/年
将来的な自己決定の機会づくり	介護保険事業計画とも連携し、地域住民が心身ともに元気なうちから、自らの最期をみつめる（エンディングノート等の活用の）機会をつくり、自己決定の一助とします。	1回以上/年

³⁸ 意思決定支援会議：認知症や障がい等により、ひとりで物事を上手く決められない方とともに歩み、考え、本人の意思を尊重しながら、望む生活の実現に向けて話し合う、本人参加の会議。